

第6章

各種施策の基盤となる施策及び 国際的取組に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境基本計画

2023年5月に環境大臣から中央環境審議会に対して諮問された環境基本計画の見直しについて、約1年に及ぶ審議を経て、同審議会から環境大臣に新計画案についての答申が提出されました。この答申を受けて、2024年5月に第六次となる環境基本計画を閣議決定しました。

私たちは、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しています。現代文明は持続可能ではなく転換が不可避であり、社会変革が必要であるとともに、2030年頃までに行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されています。こうした状況を踏まえ、第六次環境基本計画では、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的とし、環境収容力を守りつつ、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）をビジョンとして掲げました。そして、自然資本（環境）があらゆる経済社会活動の基盤であるという認識の下、GDPといった市場価値のみならず、健康や主観的幸福度といった非市場価値も引き上げる「新たな成長」を実現していくこととしています。

2 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に係る予算について、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を図り、環境保全経費として取りまとめています。2025年度予算における環境保全経費の総額は、2兆3,456億円となりました。

3 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

地球温暖化による環境への影響、化学物質による健康や生態系への影響等、環境問題の多くには科学的な不確実性があります。しかし、一度問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性があります。このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的に不確実であることを理由に対策を遅らせず、知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきです。この予防的取組は、「第六次環境基本計画」においても「環境政策における原則等」として位置付けられており、様々な環境政策における基本的な考え方として取り入れられています。関係府省は、「第六次環境基本計画」に基づき、予防的な取組方法の考え方に関する各種施策を実施しました。

「第五次環境基本計画」で提唱され、SDGsを地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏」は、「第六次環境基本計画」においても計画の中心概念である「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置付けられました。「地域循環共生圏」の創造を推進するため、環境省では、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業（2019年度～2023年度実施）」、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業（2024年度～）」等により各地域での地域循環共生圏のビジョンづくりやそれを実現するための取組実施の支援、またそうした支援ができる主体（地域循環共生圏づくりに向けた中間支援の担い手）育成を進めています。さらに、全国各地でつくられた地域循環共生圏のビジョンを実現するため、2019年に運用を開始したポータルサイト「環境省ローカルSDGs－地域循環共生圏－」等を活用した情報発信・普及啓発を進めています。

詳細については、第1部第3章第1節を参照。

また、SDGsの環境的側面における各主体の取組を促進するため、環境省では2016年から「ステークホルダーズ・ミーティング」を開催しています。これは、先行してSDGsに取り組む企業、自治体、市民団体、研究者や関係府省が一堂に会し、互いの事例の共有や意見交換、さらには広く国民への広報を行う公開の場です。先駆的な事例を認め合うことで、他の主体の行動を促していくことを目的としています。

SDGsの達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行うSDGs推進円卓会議が、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部の下に設置されています。2023年12月に改定されたSDGs実施指針を踏まえ、2030年以降も見据えて国際的な議論を主導していくべく、2024年5月には国連未来サミットに関する意見交換、同年10月には2025年実施予定の我が国のSDGs達成に向けた取組を振り返る自発的国家レビュー（Voluntary National Review：VNR）に関する意見交換を実施しました。

また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2023年12月閣議決定）において、地方創生に取り組むに当たって、SDGsの理念に沿った経済・社会・環境の三側面を統合した取組を進めることで、政策の全体最適化や地域の社会課題解決の加速化を図ることが重要であるとしています。国、地方公共団体等において、様々な取組に経済、社会及び環境の統合的向上等の要素を最大限反映することが重要です。したがって、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっても、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができます。このため、SDGsを原動力とした地方創生の推進や地域循環共生圏の創造の後押しを行います。

さらに、内閣府では2018年度から2024年度にかけて、地方公共団体（都道府県及び市区町村）によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市をSDGs未来都市として計206都市選定し、その中でも特に先導的な取組を自治体SDGsモデル事業として計70事業選定しました。今後もこれらの取組を支援するとともに、情報発信を通じて成功事例の普及展開を図ります。また、2022年度から2024年度にかけて、地方公共団体が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組を「広域連携SDGsモデル事業」として選定し、6団体を支援しました。加えて、SDGsの推進に当たっては、多様なステークホルダーとの連携が不可欠であることから、官民連携の促進を目的として「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置し、マッチングイベントや分科会開催等による支援を実施しています。さらに、金融面においても地方公共団体と地域金融機関等が連携して、地域課題の解決やSDGsの達成に取り組む地域事業者を支援し、地域における資金の還流と再投資を生み出す「地方創生SDGs金融」を通じた、自律的好循環の形成を目指しています。また、SDGsの取組を積極的に進める事業者等を「見える化」するために、

2020年10月には「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を公表するとともに、2021年11月には、SDGsの達成に取り組む地域事業者等に対する優れた支援を連携して行う地方公共団体と地域金融機関等を表彰する「地方創生SDGs金融表彰」を創設しました。

このような取組を通じて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において設定されている、SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合の目標を2024年度に60%と設定しており、2023年度には65%と目標達成となりましたが、引き続き地方創生SDGsの普及促進活動を進めていきます（表6-1-1）。

表6-1-1 SDGs未来都市一覧

2018年度選定 (全29都市) 都道府県・市区町村コード順		2019年度選定 (全31都市) 都道府県・市区町村コード順		2020年度選定 (全33都市) 都道府県・市区町村コード順		2021年度選定 (全31都市) 都道府県・市区町村コード順		2022年度選定 (全30都市) 都道府県・市区町村コード順		2023年度選定 (全28都市) 都道府県・市区町村コード順		2024年度選定 全24都市) 都道府県・市区町村コード順	
都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市
北海道	★北海道	岩手県	陸前高田市	岩手県	岩手町	北海道	上士幌町	宮城県	大崎市	青森県	弘前市	北海道	本別町
	札幌市	福島県	郡山市	宮城県	仙台市	岩手県	一関市	秋田県	大仙市	群馬県	桐生市	茨城県	古河市
	二セコ町	栃木県	宇都宮市		石巻市	山形県	米沢市	山形県	長井市	埼玉県	鴻巣市	栃木県	阿見町
	下川町	群馬県	みなかみ町	山形県	鶴岡市	福島県	福島市	埼玉県	戸田市		深谷市		那須塩原市
宮城県	東松島市	埼玉県	さいたま市	埼玉県	春日部市	茨城県	境町	千葉県	入間市	千葉県	木更津市	群馬県	伊勢崎市
秋田県	仙北市	東京都	日野市	東京都	豊島区	群馬県	★群馬県		松戸市	東京都	大田区		みどり市
山形県	飯豊町	神奈川県	川崎市	神奈川県	相模原市	埼玉県	★埼玉県	東京都	板橋区		東村山市	埼玉県	川口市
茨城県	つくば市		小田原市	石川県	金沢市	千葉県	市原市	東京都	足立区	富山県	氷見市		草加市
神奈川県	★神奈川県	新潟県	見附市		加賀市	東京都	墨田区		★新潟県	石川県	七尾市	東京都	富士見市
	横浜市	富山県	★富山県	長野県	能美市		江戸川区	新潟県	新潟市		野々市市		品川区
富山県	鎌倉市		南砺市		大田市	神奈川県	松田町		佐渡市	福井県	大野市	新潟県	清瀬市
	富山市	石川県	小松市	岐阜県	★岐阜県	新潟県	妙高市	石川県	輪島市	山梨県	★山梨県		燕市
石川県	珠洲市	福井県	鯖江市	静岡県	富士市	福井県	★福井県	長野県	上田市	長野県	松本市	富山県	滑川市
	白山市	愛知県	★愛知県		掛川市	長野県	長野市		根羽村	京都府	宮津市	山梨県	甲府市
長野県	★長野県		名古屋市	愛知県	岡崎市		伊那市	岐阜県	恵那市		★兵庫県		富士吉田市
静岡県	静岡市	滋賀県	豊橋市	三重県	★三重県	岐阜県	岐阜市	静岡県	御殿場市	兵庫県	加古川市	長野県	安曇野市
	浜松市		★滋賀県		いなべ市		高山市	愛知県	安城市		三木市		江南市
愛知県	豊田市	京都府	舞鶴市	滋賀県	湖南市	静岡県	美濃加茂市	大阪府	阪南市	鳥取県	三田市	愛知県	幸田町
三重県	志摩市		生駒市	京都府	亀岡市		富士宮市	兵庫県	加西市		八頭町	大阪府	枚方市
大阪府	堺市	奈良県	三郷町	大阪府	★大阪府・大阪府	愛知県	小牧市		多可町	島根県	松江市		奈良県
奈良県	十津川村		広陵町		豊中市	京都府	知立市	和歌山県	田辺市		岡山県	和歌山県	天理市
岡山県	岡山市	和歌山県	和歌山市	兵庫県	富田林市		京都市	鳥取県	★鳥取県	岡山県	備前市		みなべ町
	真庭市	鳥取県	智頭町		明石市	京都府	京丹後市	徳島県	徳島市		広島県	鳥取県	米子市
広島県	★広島県		日南町	岡山県	倉敷市	大阪府	能勢町		美波町	福岡県	福山市	福岡県	吉富町
山口県	宇部市	岡山県	西栗倉村	広島県	東広島市	兵庫県	姫路市	愛媛県	新居浜市		愛媛県		大分県
徳島県	上勝町	福岡県	大牟田市	香川県	三豊市		西脇市		直方市	宮崎県	糸島市	宮崎県	国東市
福岡県	北九州市		福岡市	愛媛県	松山市	鳥取県	鳥取市	熊本県	八代市		鹿島市		
長崎県	壱岐市	熊本県	熊本市	高知県	土佐町	愛媛県	西条市		上天草市	鹿児島県	出水市	鹿児島県	
熊本県	小国町		大崎町	福岡県	宗像市	熊本県	菊池市	鹿児島県	南阿蘇村		奄美市		
		鹿児島県	徳之島町	長崎県	対馬市	沖縄県	山都町	鹿児島県	薩摩川内市				
		沖縄県	恩納村	熊本県	水俣市		★沖縄県						
				鹿児島県	鹿児島市								
				沖縄県	石垣市								

累計 SDGs未来都市 (207自治体) 自治体SDGsモデル事業	206都市 70都市
--	---------------

※黄色網掛けは「自治体SDGsモデル事業」選定自治体

※各年度都道府県・市区町村コード順

※★はSDGs未来都市のうち都道府県

※新潟県佐渡市の「自治体SDGsモデル事業」選定は2023年度

※鹿児島県奄美市の「自治体SDGsモデル事業」選定は2024年度

資料：内閣府

1 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(1) 環境配慮型製品の普及等

ア グリーン購入

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づく基本方針に即して、国及び独立行政法人等の各機関は、環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定・公表を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

基本方針の見直しを行い、より高い環境性能を示す「基準値1」について、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していくものとして定義を見直し、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等について、特定調達品目及び基準値1への位置付けを図ることができる運用に変更しました。さらに、分野横断となる共通の判断の基準として「原材料に鉄鋼が使用された物品」について、削減実績量が付され、かつ、カーボンフットプリントが算定・開示された鉄鋼（グリーンスチール）の使用を「基準値1」に設定しました。

また、プリンタを始めとした6品目において再生プラスチックの使用等の循環性基準を判断の基準に設定しました。乗用車、バス等、トラック等、トラクタにおいて、燃費基準値の引上げ、ガス温水器、石油温水機器においてエネルギー消費効率の強化、食堂において見える化及び有機農業について判断の基準への追加を行いました。さらに、備蓄作業服を新規品目として追加しました。

グリーン購入の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした全国説明会及びオンライン説明会を開催しました。

そのほか、地方公共団体等でのグリーン購入を推進するため、実務支援等による普及・啓発活動を行いました。

国際的なグリーン購入の取組を推進するため、グリーン購入に関する世界各国の制度・基準について情報を収集し、環境省ウェブサイトで公開しました。

イ 環境配慮契約

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）（平成19年法律第56号）に基づく基本方針に従い、国及び独立行政法人等の各機関は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進しました。

環境配慮契約の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした全国説明会及びオンライン説明会を開催しました。

地方公共団体等での環境配慮契約の推進のため、実務支援等による普及・啓発活動を行いました。

ウ 環境表示

消費者が環境負荷の少ない製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベル等環境表示の情報の整理を進めました。我が国で唯一の第三者認証によるエコラベル（旧タイプⅠ：ISO14024）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、2025年3月31日時点でエコマーク対象商品類型数は76、認定商品数は5万3,990となっています。

事業者の自己宣言による環境主張である自己宣言環境主張（旧タイプⅡ：ISO14021）や民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理・分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。こうした中、農林水産省では、2024年3月から、農産物の生産段階における環境負荷低減の努力を評価し、分かりやすく表示する「みえるらべる」の取組の本格運用を開始しています。

製品の環境負荷を定量的に表示する環境表示としては2通りの宣言方法があります。複数影響領域を表す環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）（旧タイプIII：ISO14025）は、我が国では唯一SuMPO EPDがあり、地球温暖化の単一影響領域を表す環境表示はカーボンフットプリント（ISO/TS14067）があります。

（2）事業活動への環境配慮の組み込みの推進

ア 環境マネジメントシステム

ISO14001を参考に環境省が策定した、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」を通じて、環境マネジメントシステムの認知向上と普及・促進を行いました。2024年3月時点でエコアクション21の認証登録件数は7,552件となりました。

イ 環境報告

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。環境報告書の作成・公表及び利活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるウェブサイトとして「もっと知りたい環境報告書」を運用しました。また、バリューチェーンマネジメントの取組促進のために、2020年8月に公表した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」や2023年5月に公表した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～環境マネジメントシステム（EMS）を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」を題材に、環境デュー・ディリジェンスや情報開示の普及促進を図りました。さらに、国際的な環境デュー・ディリジェンスを巡る規制の動向も踏まえ、「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会」を開催し、今後の日本企業の環境デュー・ディリジェンスの対応のあり方を議論し、その結果を取りまとめ、日本企業が環境デュー・ディリジェンスに取り組む上でのポイントを示しました。

ウ 公害防止管理者制度

各種公害規制が遵守され、公害の防止に資するよう、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定工場に対し、公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備すること及びその旨を都道府県知事等に届け出ることを義務付けています。

国家資格である公害防止管理者は、国家試験の合格又は資格認定講習の修了のいずれかにより取得が可能であり、国家試験は1971年度から、資格認定講習は一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者を対象として、1972年度から実施されています。

エ その他環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、2023年の市場規模は約130兆円、雇用規模は約292万人となり、2000年との比較では市場規模は約2.1倍、雇用規模は約1.5倍に成長しました。環境ビジネスの市場規模は、2009年に世界的な金融危機で一時的に落ち込んだものの、それ以降は着実に増加しています。

民間資金を環境分野へ誘引する観点からは、金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することが重要です。そのため、以下に掲げる取組を行いました。

(1) 金融市場を通じた環境配慮の織り込み

我が国におけるESG金融（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった非財務情報を考慮する金融）の主流化のため、金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として2025年3月に「ESG金融ハイレベル・パネル」を開催し、第六次環境基本計画の内容を踏まえつつ、金融を通じたグリーンな経済システムの構築に向けた宣言を同パネルから発出しました。また、ESG金融を含むサステナブルファイナンスの取組を推進するに当たり、脱炭素、資源循環、自然共生の統合的アプローチに向けた金融面からの取組について議論を行いました。さらに、ESG金融に関する幅広い関係者を表彰する我が国初の大賞である「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を引き続き開催し、積極的にESG金融に取り組む金融機関、諸団体やサステナブル経営に取り組む企業を多数の応募者の中から選定し、2025年2月に開催された表彰式において発表しました。また、気候変動関連情報を開示する枠組みであるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言、生物多様性・自然資本関連情報を開示する枠組みであるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言、さらにはISSB（国際サステナビリティ基準審議会）によるサステナビリティ開示基準等にとり、気候関連リスクや自然関連リスクとその備えについて金融機関や投資家から情報開示が求められており、我が国ではこれらの提言に基づく情報開示を推進しているところです。具体的には、環境省では、2024年度に地域金融機関3機関に対して脱炭素社会実現に向けた移行計画の策定支援や、投融資先に対する実効的なエンゲージメントを支援するパイロットプログラムを、金融機関3機関に対して、金融機関の投融資ポートフォリオにおける自然との接点や自然関連リスク・機会の把握・分析を支援するパイロットプログラムをそれぞれ実施しました。加えて、気候変動対応が地域社会にとって「機会」となるよう、多様な地域金融機関による脱炭素化事業支援事例等を調査し、事例集として公表しました。事業者向けには、情報開示の実施・高度化を促進することを目的に、気候関連財務情報開示に加え、関連する自然資本、水資源や資源循環の情報開示に向けた勉強会を全6回開催しました。本勉強会内容や最新動向について調査した結果は「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ（2025年3月）」並びに環境三社会実現に向けた手引きに反映し、我が国の事業者へ周知しました。経済産業省においても、2019年に世界の産業界や金融界のトップが一堂に会する、世界初の「TCFDサミット」を開催し、2023年10月には国際GX会合（GGX）と統合し、2024年10月には「GGX Finance Summit 2024」を開催しました。また、経済産業省が2018年12月に策定した「気候関連財務情報開示に関するガイダンス（TCFDガイダンス）」について、民間主導で設立されたTCFDコンソーシアムがその改訂作業を引き継ぎ、2022年10月には改訂版として「TCFDガイダンス3.0」を公表するなど、日本におけるTCFD開示の浸透に貢献してきました。その結果、TCFDの活動停止時点で、我が国のTCFD賛同機関数は世界最多の約1,488となりました。同コンソーシアムでは国際的な議論の変化を踏まえた日本における最適な開示について開示側と活用側が議論を続けており、2024年8月には事業計画とのリンクを意識した開示である「移行計画」の開示要請の高まりを受け、「移行計画ガイドブック」を公表しています。

(2) 環境金融の普及に向けた基礎的な取組

金融機関が自主的に策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」（約300機関が署名）について、署名金融機関による最優良取組事例を選定し表彰する等、引き続き支

援を行いました。2021年5月に金融庁、経済産業省、環境省が共同で「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定し、鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、紙・パルプ、セメント、自動車分野における技術ロードマップを取りまとめ、公表しました。2025年3月には当該基本指針の改訂も実施しています。また、国内におけるトランジション・ファイナンスの環境整備を更に進めるため、トランジション・ファイナンスの調達に要する費用に対する補助や情報発信も行っています。2023年6月には、資金供給後のトランジション戦略の着実な実行と企業価値向上への貢献を担保するために、金融機関向けのフォローアップガイダンスを策定しました。また、トランジション・ファイナンスを通じて金融機関の投融資先の排出量（ファイナンスド・エミッション）が一時的に増加することを懸念し、投融資を控える行動が生じ得るという課題について、2023年10月に課題解決に向けた考え方を整理し公表しました。

さらに、2023年度から、10年間で150兆円超のGX投資を実現する呼び水として、2024年2月に世界初の国によるトランジション・ボンドとしてクライメート・トランジション利付国債の発行を開始し、2025年2月までに約3.0兆円を発行しました。

(3) 環境関連事業への投融資の促進

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合に総リース料の一定割合を補助する事業、バリューチェーンの脱炭素化や地域の脱炭素化に資する融資に対する利子補給事業など、再生可能エネルギー事業創出や省エネ設備導入に向けた支援を引き続き実施したほか、地域資源を活用した金融機関の取組に対する支援の結果を踏まえて「ESG地域金融実践ガイド3.0」を公表しました。

国内におけるグリーンボンド等による調達促進に資するため、グリーンボンド等の調達に要する費用に対する補助や、グリーンボンド等による資金調達の概要やガイドラインの内容等をテーマとした「グリーンファイナンスセミナー」を実施しました。また、グリーンファイナンスポータルにて、国内におけるグリーンファイナンスの実施状況等、ESG金融に関する情報の一元的な発信を行いました。加えて、2024年11月には、我が国のサステナブルファイナンス市場をさらに健全かつ適切に拡大していくことを目的とした「グリーンファイナンスに関する検討会」において、ガイドラインの構成変更、国際原則の改訂の反映及び国内市場の現状を踏まえた解説の追加を目的としてガイドラインの改定を行いました。さらに、検討会の下に設置した「グリーンリストに関するワーキンググループ」において、グリーンな資金用途等を例示したガイドラインの付属書1別表について、内容の拡充に係る検討を進めています。

日本政策金融公庫においては、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。

(4) 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-2-1のとおりでした。

表6-2-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

日本政策金融公庫	産業公害防止施設等に対する特別貸付 家畜排せつ物処理施設の整備等に要する資金の融通
独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資制度	騒音、ばい煙等の公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で適地に移転する工場の集団化事業等に対する都道府県を通じた融資
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）による事業者負担金に対する融資
脱炭素化支援機構	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき設立した株式会社脱炭素化支援機構による、脱炭素化・地方創生に資する事業への投融資

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

3 グリーンな経済システムの基盤となる税制

(1) 税制上の措置等

2024年度税制改正において、[1] 地球温暖化対策のための税の着実な実施、[2] 民間取組促進によるネイチャーポジティブ実現に向けた税制措置の推進、[3] 鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置の延長（狩猟税）、[4] 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除特例措置の延長（軽油引取税）、[5] 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）等を講じました。

(2) 税制全体のグリーン化

環境関連税制等のグリーン化については、2050年ネット・ゼロのための重要な施策です。

我が国では、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、2012年10月に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が導入されました。具体的には、我が国の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率（289円／トンCO₂）を石油石炭税に上乗せするものです。急激な負担増を避けるため、税率は3年半かけて段階的に引き上げることとされ、2016年4月に最終段階への引上げが完了しました。この課税による税収は、エネルギー起源CO₂の排出削減を図るため、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などに充当されています。

車体課税については、自動車重量税におけるエコカー減税や、自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）及び環境性能割といった環境性能に優れた車に対する軽減措置が設けられています。

第3節 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

1 科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策

(1) 統合的な研究開発の推進

ア 環境研究総合推進費及び地球環境保全等試験研究費

環境省では、環境研究総合推進費において、環境政策への貢献をより一層強化するため、環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を明確化し、その中に地方公共団体がニーズを有する研究開発テーマも組み入れました。また、気候変動に関する研究のうち、各府省が関係研究機関において中長期的視点から計画的かつ着実に実施すべき研究を、地球環境保全等試験研究費により効果的に推進しました。

イ 環境省関連試験研究機関における研究の推進

(ア) 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地にある国の直轄研究機関としての使命を達成するため、水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、2020年4月に今後5年間の実施計画「中期計画2020」を策定しました。「中期計画2020」における調査・研究分野とそれに付随する業務に関する重点項目は、[1] メチル水銀曝露の健康影響評価と治療への展開、[2] メチル水銀の環境動態、[3] 地域の福祉向上への貢献、[4] 国際貢献とし、中期計画3年目の研究及び業務を推進しました。

特に、地元医療機関との共同による脳磁計（MEG）・磁気共鳴画像診断装置（MRI）を活用した水

俣病患者の慢性期における臨床病態の客観的評価法の確立に関する研究、メチル水銀中毒の予防及び治療に関する基礎研究を推進するとともに、国内外諸機関と連携し、環境中の水銀モニタリング及び水俣病発生地域の地域創生に関する調査・研究を進めました。

水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）締約国会議の結果及び成果等を踏まえ、水銀分析技術の簡易・効率化を進め、分析精度向上に有効となる標準物質の作成と配布等を行い、また、熊本県水俣市において「水俣条約の有効性評価に資するアジア太平洋及びアフリカ地域の環境水銀モニタリングの現状と課題」をテーマに研究会議「NIMD FORUM」を主催するなどの国際貢献を進めるとともに国立水俣病総合研究センターの研究成果及び施設を積極的に活用した地域貢献を進めました。

これらの施策や研究内容について、国立水俣病総合研究センターウェブサイトを更新し、具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

（イ）国立研究開発法人国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所では、環境大臣が定めた中長期目標（2021年度～2025年度）に基づく第5期中長期計画が2021年度から開始されました。中長期計画に基づき、環境研究の中核的研究機関として、[1] 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究、[2] 環境研究の各分野における科学的知見の創出等、[3] 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業（衛星観測及び子どもの健康と環境に関する全国調査に関する事業）及び[4] 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装を推進しました。

特に、[1] では、統合的・分野横断的アプローチで取り組む戦略的研究プログラムを設定し、「気候変動・大気質」、「物質フロー革新」、「包括環境リスク」、「自然共生」、「脱炭素・持続社会」、「持続可能地域共創」、「災害環境」及び「気候変動適応」の8つの課題解決型プログラムを推進しています。

また、環境の保全に関する国内外の情報を収集、整理し、環境情報メディア「環境展望台」によってインターネット等を通じて広く提供しました。さらに、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき地方公共団体等への技術的援助等の業務を推進しました。

ウ 各研究開発主体による研究の振興等

文部科学省では、科学研究費助成事業等の研究助成を行い、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究・基礎研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。あわせて、「Future Earth」等の国際協働研究を通じた人文学・社会科学を含む分野横断的な課題解決型の研究の振興により、SDGsの進展に貢献しました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、環境省では、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するとともに、全国環境研協議会と共催で環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図りました。

エ 環境研究・技術開発の推進

環境省では、2050年ネット・ゼロに向けて、分野やステークホルダーの垣根を越えた地域共創による開発・実証を支援するため、「地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業」を実施しています。本事業では、亜鉛をエネルギー貯蔵媒体として用いるフロー型亜鉛空気電池技術の開発等に取り組むとともに、スタートアップ企業の事業化検討に必要な概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）を支援し、全体で40件の技術開発・実証事業を実施しました。また、ライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、パワーコンディショナー、サーバー等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質窒化ガリウム（GaN）半導体素子を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現するための技術開発及び実証を2014年度から実施しています。2019年度ま

で、GaNインバーターの基本設計を完了するとともに、これをEV車両に搭載した超省エネ電気自動車「All GaN Vehicle」(AGV)を開発し、世界で初めて駆動に成功しました。GaN技術を普及させるため、AGVやGaNインバーターを含むGaN技術を活用したアプリケーション等を「エコプロ」や「SEMICON Japan」等の展示会において継続的に出展しました。そのほかに、二酸化炭素回収・有効利用・貯留(CCUS)技術の導入に向けて、廃棄物焼却施設等の排ガス中の二酸化炭素から化学原料を製造する技術の開発・実証、CO₂の分離・回収技術の実証及び未だ実用化されていない浮体式洋上圧入技術の検討や制度審議等を進めました。

文部科学省では、2050年ネット・ゼロを支える超省エネ・高性能なパワーエレクトロニクス機器の創出に向けて、窒化ガリウム(GaN)等の次世代パワー半導体を用いたパワエレ機器等の研究開発を推進しました。あわせて、省エネ・高性能な半導体集積回路の創生に向けた新たな切り口による研究開発と将来の半導体産業を牽引する人材育成を推進するため、アカデミアにおける中核的な拠点形成を推進しました。また、2050年ネット・ゼロ実現等への貢献を目指し、従来の延長線上にない非連続なイノベーションをもたらす革新的技術を開発するため、革新的GX技術創出事業(GteX)及び先端的カーボンニュートラル技術開発(ALCA-Next)を実施しています。GteXでは「蓄電池」、「水素」、「バイオものづくり」の3つの重点領域を設定し、材料等の開発やエンジニアリング、評価・解析等を統合的に行うオールジャパンのチーム型研究開発を推進するとともに、ALCA-Nextでは幅広い領域でのチャレンジングな提案を募り、大学等における基礎研究の推進により様々な技術シーズを育成する探索型の研究開発を推進しました。さらに、未来社会創造事業「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域において、2050年の社会実装を目指し、温室効果ガスの大幅削減に資する革新的技術の研究開発を推進しました。加えて、未来社会創造事業大規模プロジェクト型においては、省エネ・低炭素化社会が進む未来水素社会の実現に向けて、高効率・低コスト・小型長寿命な革新的水素液化技術の開発を、また、Society 5.0の実現に向けて、センサ用独立電源として活用可能な革新的熱電変換技術の開発を推進しました。さらに、理化学研究所においては、植物科学、ケミカルバイオロジー、触媒化学、バイオマス工学の異分野融合により、持続的な成長及び地球規模の課題に貢献する「課題解決型」の研究開発を推進するとともに、強相関物理、超分子機能化学、量子情報エレクトロニクスの3分野の有機的な連携により、超高効率なエネルギーの収集・変換や、超低エネルギー消費のエレクトロニクスの実現に資する研究開発を推進しました。また、気候変動予測先端研究プログラムにおいて、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」等を活用して、気候モデルの開発等を通じた、気候変動メカニズムの解明や全ての気候変動対策の基盤となる高精度な気候予測データの創出などの研究開発を推進しました。また、気候予測データや地球観測データ等の地球環境ビッグデータを蓄積・統合・解析・提供する「データ統合・解析システム(DIAS)」を活用し、地球環境ビッグデータを利活用した気候変動、防災等の課題解決に貢献する研究開発を実施しました。加えて、大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発において、人文学・社会科学から自然科学までの幅広い知見を活用し、大学等と地域が連携して地域のカーボンニュートラルを推進するためのツール等に係る分野横断的な研究開発等を推進しました。あわせて、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」を通じて、各大学等による情報共有やプロジェクト創出を促進しました。

経済産業省では、省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、分離回収したCO₂を地中へ貯留するCCSやCO₂を資源として有効利用するカーボンリサイクルに関わる技術開発を実施しました。

国土交通省では、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、運輸部門におけるCO₂排出量の約4割を占めるトラック・バスに関して、産学官連携の下、重量車の電動化技術及び水素、合成燃料を始めとするカーボンニュートラル燃料における内燃機関分野等の開発促進の強化を図るための調査研究を実施しました。

(ア) 統合的な研究開発の推進

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、我が国が目指す社会として、Society 5.0を具体

化し、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会」、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現できる社会」の実現を掲げています。その実現に向けて、本計画では、経済・社会が大きく変化し、国内、そして地球規模の様々な課題が顕在化する中で、2030年を見据えて、[1] デジタルを前提とした社会構造改革（我が国の社会を再設計し、地球規模課題の解決を世界に先駆けて達成し、国民の安全・安心を確保することで、国民一人ひとりが多様な幸せを得られるようにする）、[2] 研究力の抜本的強化（多様性や卓越性を持った「知」を創出し続ける、世界最高水準の研究力を取り戻す）、[3] 新たな社会を支える人材育成（日本全体をSociety 5.0へと転換するため、多様な幸せを追求し、課題に立ち向かう人材を育成する）の3つを大目標として定め、科学技術・イノベーション政策を推進することとしています。

2024年6月に閣議決定した「統合イノベーション戦略2024」においても、重点的に取り組むべき事項の一つとして「地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進」を掲げ、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」における目標である、「我が国の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとし、世界のカーボンニュートラルを牽引するとともに、循環経済への移行を進めることで、気候変動をはじめとする環境問題の克服に貢献し、SDGsを踏まえた持続可能性を確保される。」ことを踏まえ、関係府省庁、産官学が連携して研究開発から社会実装まで一貫した取組の具体化を図り推進していくこととしました。

内閣府では、2023年度から開始した戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期のエネルギー・環境関連の課題として採択した「スマートエネルギーマネジメントシステムの構築」及び「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の推進を図りました。前者は、再生可能エネルギーを主力エネルギー源とするため、従来の一つの建物や一つの地域における電力マネジメントの枠を超えて、熱・水素・合成燃料なども包含するエネルギーマネジメントシステムを構築して次世代の社会インフラを確立することを目指し、後者は、素材・製品開発といった動脈産業とリサイクルを担う静脈産業が連携して素材、製品、回収、分別、リサイクルの各プレイヤーが循環に配慮した取組を通じてプラスチックの循環経済（サーキュラーエコノミー）バリューチェーンを構築することを目指すもので、両者とも社会実装に向けた研究開発を行うものです。

環境省では、「第六次環境基本計画」に基づき、今後5年程度の間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題やその効果的な推進方策を提示するものとして、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（2024年8月環境大臣決定）を策定し、研究開発を推進しています。

総務省や国立研究開発法人情報通信研究機構等では、電波や光を利用した地球環境のリモートセンシング技術や、環境負荷増加を抑制しつつ飛躍的に情報通信ネットワーク設備の大容量化を可能にするフォトニックネットワーク技術等の研究開発を実施しています。

農林水産省では、農林水産分野における気候変動の影響評価、脱炭素や温暖化に適應する技術の実用化等の環境に配慮した研究開発について推進しました。さらに、これらの研究開発等に必要な生物遺伝資源の収集・保存や特性評価等を推進しました。また、福島を始め東北の復興を実現するため、福島国際研究教育機構では、労働力不足や環境負荷低減などの課題解決に向け、スマート農業技術を活用した超省力生産システムの確立、再生可能エネルギーを活用した地産地消型エネルギーシステムの構築等の実証研究に取り組みました。さらに、森林・林業の再生を図るため、放射性物質対策に資する森林施業等の検証を行うとともに、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析及び木材製品等の安全を確保するための効果的な検査等の安全証明体制の構築を支援しました。

経済産業省では、生産プロセスの低コスト化や省エネ化の実現を目指し、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発及びバイオものづくりの製造基盤技術の確立に向けた実証事業を実施しました。

国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、様々な対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の運用や、地球温暖化対策に資するCO₂の吸収量算定手法の開発等を実施しました。低炭素・循環型社会の構築に向け、

下水道革新的技術実証事業（B-DASH）等による下水汚泥の有効利用技術等の実証と普及を推進しました。

(2) 環境研究・技術開発の効果的な推進方策

ア 各主体の連携による研究技術開発の推進

2023年12月、第14回気候中立社会実現のための戦略研究ネットワーク（LCS-RNet）年次会合を開催しました。年次会合では、「ネットゼロへ向けたさらなる取り組み：市民、政策担当者、研究者などのステークホルダー間の協働をどう進めるか？」をテーマに、「需要側対策」及び「気候市民会議」の2つの基調講演と、「森林の役割」、「市民参画による合意形成」、「統合評価モデルの課題と挑戦」、及び「持続可能性に向けた科学の役割」の4つのテーマ別セッションを行いました。

世界適応ネットワーク（GAN）及びその地域ネットワークの一つであるアジア太平洋適応ネットワーク（APAN）を他の国際機関等との連携により支援しました。アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を支援し、気候変動、生物多様性など各分野横断型研究に関する国際共同研究及び能力強化プロジェクトが実施され、アジア太平洋地域内の途上国を中心とする研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。

エネルギー・環境分野のイノベーションにより気候変動問題の解決を図るため、世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進する国際的なプラットフォーム「Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）」の第10回年次総会を2023年10月にハイブリッド形式で開催しました。

CO₂大幅削減に向けた非連続なイノベーション創出を目的とした、G20の研究機関のリーダーによる「Research and Development 20 for Clean Energy Technologies（RD20）」の第4回会合をハイブリッド形式により2023年10月に福島県郡山市で開催しました。

イ 環境技術普及のための取組の推進

先進的な環境技術の普及を図る環境技術実証事業では、気候変動対策技術領域、資源循環技術領域などを対象とし、対象技術の環境保全効果等を第三者が実証し、結果の公表等を実施しました。また、環境スタートアップ企業のロールモデルの創出に寄与し、環境分野でのビジネスの創出及びイノベーションの促進に向けて、環境保全に資する研究開発事業を行うスタートアップ企業等に対する支援や表彰を実施しました。

ウ 成果の分かりやすい発信と市民参画

環境研究総合推進費及び地球環境保全等試験研究費に係る研究成果については、学術論文、研究成果発表会・シンポジウム等を通じて公開し、関係行政機関、研究機関、民間企業、民間団体等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ウェブサイトにおいて、研究成果やその評価結果等を公開しました。

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業についても、環境省ウェブサイトにおいて成果や評価結果等を公開しました。

エ 研究開発における評価の充実

環境省では、環境研究総合推進費において終了した課題を対象に追跡評価を行いました。

オ デジタル・プラットフォーム構築等によるグローバルな環境ビジネスにおける優位性の確立

データを基盤とするプラットフォームビジネスについては、データの質と量がその価値や競争優位性に直結し得ることから、環境ビジネスにおいても製造・輸送等のサプライチェーンの各段階で生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業や業種の垣根を越えて国内の関係者がデータを連携し、流通させる仕組みを構築しました。

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)においては報告義務のない中堅・中小企業が排出量算定・公表を容易にできる環境を整備するとともに、EEGS外の各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGS上で公表する機能を追加しました。

さらに、取引先企業と連携した削減目標・計画の策定や脱炭素設備投資の推進にあたり、業界団体におけるScope3算定ルールの特化等に向けたモデル支援を実施しました。そして、利用者のニーズに対応し、事業者の市場アクセスや消費者の便益向上に貢献しました。

また、ネイチャーポジティブ経済の実現のため、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)へ拠出し、企業が開示に必要な自然データへアクセスできるようTNFDデータファシリティの立ち上げに向けた共同研究等に着手しました。また特にASEAN諸国における原材料調達地の現地調査や衛星データ等を活用し、サプライチェーンの透明性を確保する技術の研究開発を行いました。

カ 国際的な枠組みへの貢献・国際標準化(知的財産戦略)

我が国が強みを有する環境技術の活用・普及等のため、国際的な枠組みへの貢献や多国間・二国間協力等を通じて、環境課題に関する国際連携を推進しました。環境技術に関連する国際標準化や国際的なルール形成については、「第六次環境基本計画」において、環境分野の新たな国際ルール作りを我が国が主導できるよう国際標準化を推進することとされました。また、2024年6月4日に知的財産戦略本部で決定された知的財産推進計画2024においても、国際標準の戦略的活用を推進する領域として、経済安全保障、先端技術と並び環境ルール形成の重要性が盛り込まれました。これらを踏まえ、環境省では、内閣府のシステム改革型標準活用加速化支援事業(BRIDGE)も活用しながら、気候変動、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブに関する環境ルール形成に関する取組の推進に着手しました。

2 官民における監視・観測等の効果的な実施

(1) 地球環境に関する監視・観測

監視・観測については、国連環境計画(UNEP)における地球環境モニタリングシステム(GEMS)、世界気象機関(WMO)における全球大気監視計画(GAW計画)、全球気候観測システム(GCOS)、全球海洋観測システム(GOOS)等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「全球地球観測システム(GEOSS)」を推進するための国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合(GEO)に参画し、執行委員会のメンバー国を務めています。また、気象庁は、GCOSの地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター(GSNMC)業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象機関と連携して推進しました。

気象庁は、WMOの地区気候センター(RCC)を運営し、アジア太平洋地域の気象機関に対し基礎資料となる気候情報やウェブベースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さらに、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

温室効果ガス等の観測・監視に関し、WMO温室効果ガス世界資料センターとして全世界の温室効果ガスのデータ収集・管理・提供業務を、WMO品質保証科学センターとしてアジア・南西太平洋地域における観測データの品質向上に関する業務を、さらにWMO全球大気監視校正センターとしてメタン等の観測基準(準器)の維持を図る業務を引き続き実施しました。超長基線電波干渉法(VLBI)や全球測位衛星システム(GNSS)を用いた国際観測に参画するとともに、験潮等と組み合わせて、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しました。

東アジア地域における残留性有機汚染物質(POPs)の汚染実態把握のため、これら地域の国々と連携して大気中のPOPsについて環境モニタリングを実施しました。また、水俣条約の有効性の評価にも資する水銀モニタリングに関し、UNEP等と連携してアジア太平洋地域の国を中心に技術研修を開催

し、地域ネットワークの強化に取り組みました。

大気における気候変動の観測について、気象庁はWMOの枠組みで地上及び高層の気象観測や地上放射観測を継続的に実施するとともに、GCOSの地上及び高層や地上放射の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。

さらに、世界の地上気候観測データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し、地上気候観測データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

温室効果ガスなど大気環境の観測については、国立研究開発法人国立環境研究所及び気象庁が、温室効果ガスの測定を行いました。国立研究開発法人国立環境研究所では、波照間島、落石岬、富士山等における温室効果ガス等の高精度モニタリングのほか、アジア太平洋を含むグローバルなスケールで民間航空機・民間船舶を利用し大気中及び海洋表層における温室効果ガス等の測定を行うとともに、陸域生態系における炭素収支の推定を行いました。これら観測に対応する国際的な標準ガス等精度管理活動にも参加しました。また、気候変動による影響把握の一環として、サンゴや高山植生のモニタリングを行いました。気象庁では、GAW計画の一環として、温室効果ガス、クロロフルオロカーボン（CFC）等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線及び大気混濁度等の定常観測を東京都南鳥島等で行っています。また、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中のCO₂等の定期観測を実施しています。これらの観測データについては、定期的に公表しています。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等の船舶や観測機器等を用いて、海洋の熱循環、物質循環、生態系等を解明するための研究、観測技術開発を推進しました。また、国際協力の下、自動昇降型観測フロート約4,000個による全球高度海洋監視システムを構築する「アルゴ（Argo）計画」にハード・ソフトの両面で貢献し、計画を推進しました。南極地域観測については、「南極地域観測第X期6か年計画」に基づき、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球環境変動の解明を目的とする各種研究観測等を実施しました。また、持続可能な社会の実現に向けて、北極の急激な環境変化が我が国に与える影響を評価し、社会実装を目指すとともに、北極における国際的なルール形成のための法政策的な対応の基礎となる科学的知見を国内外のステークホルダーに提供するため、北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）を推進しました。さらに、建造中の北極域研究船「みらいⅡ」は、2025年3月に進水を迎え、就航後の国際研究プラットフォームとしての活用に向けた取組を進めました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候の変化に関する予測情報を「日本の気候変動2025—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の運動等を更に精緻化させた詳細な気候の変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、全球降水観測（GPM）計画主衛星搭載の我が国の二周波降水レーダ（DPR）や水循環変動観測衛星「しずく（GCOM-W）」搭載の高性能マイクロ波放射計2（AMSR2）、気候変動観測衛星「しきさい（GCOM-C）」搭載の多波長光学放射計（SGLI）から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。また、DPRの後継ミッションである降水レーダ衛星（PMM）について、NASAが計画している国際協力ミッション（AOSミッション）への参画を前提に開発に着手しました。さらに、環境省、国立研究開発法人国立環境研究所及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星1号機（GOSAT）の観測データの解析を進め、主たる温室効果ガスの全球の濃度分布、月別・地域別の吸収・排出量の推定結果等の一般提供を行いました。パリ協定に基づき世界各国が温室効果ガス排出量を報告する際に衛星観測データを利活用できるよう、GOSATの観測データ及び統計データ等から算出した排出量データを用いて推計した人為起源温室効果ガス濃度について比較・評価を行いました。さらに、後継機である2号機（GOSAT-2）により、全球の温室効果ガス濃度を観測するほか、新たに設け

た燃焼起源のCO₂を特定する機能により、今後も各国のパリ協定に基づく排出量報告の透明性向上への貢献を目指します。なお、水循環変動観測衛星GCOM-W後継センサと相乗りし、温室効果ガス観測精度を飛躍的に向上させた3号機に当たる温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）は2025年度前半打ち上げを目指して開発を進めています。また、「今後の環境省におけるスペースデブリ問題に関する取組について（中間取りまとめ）」を2020年10月に公表し、GOSATシリーズスペースデブリ化防止対策の検討に着手しました。2024年11月のCOP29において、企業・国際機関によるGOSATシリーズのデータ活用や、国による排出量算定への活用を国際的に拡大することに関するセミナーを実施、長期間の全球データを立体的に可視化したモニタを展示するなど、観測成果を国際的に発信しました。また、GOSATシリーズを用いた排出量算定手法を国際標準化するための業務に着手しました。

また、観測データ、気候変動予測、気候変動影響評価等の気候変動リスク関連情報等を体系的に整理し、分かりやすい形で提供することを目的とし、2016年に構築された気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）において、気候変動の予測等の情報を充実させました。

2020年8月に、文部科学省の地球観測推進部会において取りまとめられた、「今後10年の我が国の地球観測の実施方針のフォローアップ報告書」等を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢を整備するため、地球環境保全等試験研究費において、2024年度は「民間航空機を利用した大都市から全球までの温室効果ガス監視体制の構築」等の研究を継続しています。

（2）技術の精度向上等

地方公共団体及び民間の環境測定分析機関における環境測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図るため、環境汚染物質を調査試料として、「環境測定分析統一精度管理調査」を実施しました。

3 技術開発などに際しての環境配慮等

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが見られる場合や、科学的知見の充実に伴って、環境に対する新たなリスクが明らかになった場合には、予防的取組の観点から必要な配慮がなされるよう適切な施策を実施する必要があります。「第六次環境基本計画」に基づき、上記の観点を踏まえつつ、各種の研究開発を実施しました。

第4節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力の推進

（1）質の高い環境インフラの普及

ア 環境インフラの海外展開

「インフラシステム海外展開戦略2030」の施策の柱の一つである「GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応」として、グローバルサウス諸国のニーズも踏まえた、実質的な排出削減につながる脱炭素移行政策誘導型インフラ海外展開を推進しています。2021年6月には、二国間クレジット制度（JCM）を通じた環境インフラの海外展開を一層強力に促進するため、「脱炭素インフライニシアティブ」を策定しました（資金の多様化による加速化を通じて、官民連携で事業規模最大1兆円程度）。2025年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、JCMについて、「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸

収量の確保を目標とする」ことが定められています。さらに、環境インフラの海外展開を積極的に取り組む民間企業等の活動を後押しする枠組みとして、2020年9月に環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）を立ち上げました。本プラットフォームには現在611の団体（設立当初は277団体）が会員として参加しています。JPRSIでは、セミナー・メールマガジン等を通じた現地情報へのアクセス支援、日本企業が有する環境技術等の会員情報の海外発信、タスクフォース・相談窓口の運営等を通じた個別案件形成・受注獲得支援を行いました。

また、2021年度から、再エネ水素の国際的なサプライチェーン構築を促進するため、再エネが豊富な第三国と協力し、再エネ由来水素の製造、島嶼国等への輸送・利活用の実証事業を実施しています。また、2023年度には、これまでJCMを通じた事業化の実績のない先進的な技術導入を目的とした実証事業を新たに開始しました。

アジアの47か国及び41都市を対象として、脱炭素社会に向けて効果的な技術・政策を定量的に検討するために、国立環境研究所等が開発した、GHG排出量の予測や対策、影響を評価するための統合評価モデル「アジア太平洋統合評価モデル（AIM）」を用いたシナリオ作成支援や人材育成を行いました。

2024年度はインドネシアのセメントセクターの脱炭素ロードマップ策定にかかる支援、またラオスにおけるNDC3.0の策定支援を行い、脱炭素社会構築に向けた政策支援を行いました。

イ 技術協力

国際協力機構（JICA）を通じた研修員の受入れ、専門家の派遣、技術協力プロジェクト等、我が国の技術・知識・経験を活かし、開発途上国の人材育成や、課題解決能力の向上を図りました。

例えば、課題別研修「気候変動への適応」、「脱炭素で持続可能な都市・地域開発のための自治体能力強化」等、地球環境保全に資する講義等の協力を行いました。

(2) 地域/国際機関との連携・協力

地球環境問題に対処するため、[1] 国際機関の活動への支援、[2] 条約・議定書の国際交渉への積極的参加、[3] 諸外国との協力、[4] 開発途上地域への支援を積極的に行っています。

ア 多数国間の枠組みによる連携

(ア) 国連や国際機関を通じた取組

○ 地球環境問題の対処における相乗効果（シナジー）拡大・SDGsの統合的達成等に向けた取組

2015年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs）が定められました。SDGsは、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性等の多くの環境関連の目標を含む、17の目標と169のターゲットで構成され、毎年開催される「国連持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（HLPF）」において、SDGsの達成状況についてフォローアップとレビューが行われます。

2024年7月に開催されたHLPFには、環境省からは、滝沢求環境副大臣（当時）が参加し、2024年3月の第6回国連環境総会（UNEA6）において我が国が提案し、採択された「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」を紹介し、6か国の賛同国とともにシナジーの強化の取組を引き続き支援していく意思を明確にしました。また、シナジーに関する優良事例の収集・共有について多くの国や機関との連携を積極的に進めていくこと、アジア太平洋地域各国のシナジーの事例に関するレポートの作成を進める考えを表明しました。さらに、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）において公表された「気候・自然・人類に関する共同声明」に我が国も賛同し、パートナーを組み、シナジーを高める政策の推進に貢献していく旨を表明しました。

○ UNEPにおける取組

我が国は、UNEPの環境基金に対して継続的に資金を拠出するとともに、我が国の環境分野での多くの経験と豊富な知見を活かし、多大な貢献を行っています。とりわけ本年度は、環境基金に対する拠出に加え、UNEA6で我が国が提案し採択された「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」の実施を推進するためUNEPに拠出金を拠出し、決議に基づくUNEPの活動を支援しました。

大阪に事務所を置くUNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）に対しても、継続的に財政的な支援を実施するとともに、UNEP/IETC及び国内外の様々なステークホルダーと連携するために設置されたコラボレーティングセンターが実施する開発途上国等への環境上適正な技術の移転に関する支援、環境保全技術に関する情報の収集・整備・発信、廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップ等への協力を行いました。さらに、関係府市等と協力して、同センターの円滑な業務の遂行を支援しました。また、UNEP/IETCは、2019年度から民間企業の協力も得て、持続可能な社会を目指す新たな取組である「UNEPサステナビリティアクション」の展開を開始しており、環境省としても支援しています。

UNEPが、気候変動適応の知見共有を図るために2009年に構築したGAN及びアジア太平洋地域の活動を担うAPANへの拠出金等により、脆弱性削減に向けたパートナーシップの強化、能力強化活動を支援しました。その活動の一環として、適応に関する世界全体の目標（Global Goal on Adaptation, GGA）や変革的適応などの新たな課題に関する理解を深め、活発な意見交換を促すためのテクニカルウェビナーを開催しました。

○ 経済協力開発機構（OECD）における取組

OECDは経済・社会分野において、調査、分析や政策提言を行う「世界最大のシンクタンク」で、環境分野においても質の高いスタンダードを形成し、先進的課題のルールづくりを先取りしています。我が国は、2010年より環境政策委員会のビューローを務めており、同委員会や関連作業部会の活動に積極的に参加しています。OECD加盟60周年にあたる2024年の5月に開催されたOECD閣僚理事会では議長国を務め、岸田文雄内閣総理大臣（当時）が議長国基調演説を行い、議論を主導するなど、いわゆる「環境外交」における我が国の国際的なプレゼンスにも貢献しています。また、2024年には、環境政策委員会の下で我が国の環境政策の取組状況に対する4度目の環境保全成果レビューが進められ、同年12月の環境保全成果作業部会におけるOECD加盟各国による審査を経て、審査結果は「評価及び勧告」として承認され、報告書は、2025年3月にOECDより公表されました。

○ 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）における取組

我が国は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の設立当初より2018年まで理事国に選出、2019年のアジア太平洋地域の理事国を務め、2020年は代替国に就任しました。具体的には、IRENAに対して分担金及び任意拠出金を拠出するとともに、特に島嶼国における再生可能エネルギー普及の観点から、2025年2月には、IRENA及びGCFとの共催により小島嶼開発途上国（SIDS）における脱炭素フォーラムを開催しました。また、2024年12月にコートジボワール共和国で開催された第3回日アフリカ官民経済フォーラムに関連して、IRENAはサイドイベントやウェビナーを開催し、アフリカにおける再生可能エネルギーの普及に向けた可能性や課題、国際協力などについて議論を行いました。

○ アジア開発銀行（ADB）及び欧州復興開発銀行（EBRD）における取組

我が国では、ADBと2014年6月に環境協力に関する覚書（LOI）に署名しており、毎年、環境政策対話を実施しているほか、JCM日本基金（JFJCM）に拠出を行い、ADBと連携して二国間クレジット制度（JCM）の案件形成を進めています。また、2025年3月に、EBRDとJCMに関する基金の設立に向けた意向表明書の署名を行い、気候変動等における協力関係を強化していくこととしました。

(イ) アジア太平洋地域における取組

○ 日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM)

2024年9月に第25回日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM25) が韓国・済州島において開催されました。TEMM25では、日中韓三カ国の大臣により気候変動、生物多様性の損失、環境汚染といった環境危機への対策を強化する旨の共同コミュニケが採択されたとともに、各国とのバイ会談を通じて環境課題について意見交換を行い、こうした課題に協力して取り組んでいくことを確認しました。

○ 日ASEAN環境協力イニシアティブ

2023年8月の日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、日ASEAN気候環境戦略プログラム (SPACE) が発足しました。SPACEは、我が国が気候変動、汚染、生物多様性の損失という3つの世界的危機にASEANと協力して対処していくためのイニシアティブです。2017年に安倍晋三総理 (当時) が提唱した「日ASEAN環境協力イニシアティブ」、2021年に岸田文雄総理 (当時) が提唱した「日ASEAN気候変動アクション・アジェンダ2.0」等、既存の首脳級イニシアティブの下で行ってきた協力関係を、日ASEAN友好協力50周年を契機に更に強化するものです。

SPACEに基づく主要な協力分野は以下のとおりです：(i) 気候変動 (温室効果ガス排出量算定・報告に関わる透明性の向上、緩和、適応)、(ii) 汚染 (プラスチック汚染、電気・電子機器廃棄物及び重要鉱物に関するパートナーシップ、水・大気汚染等)、及び (iii) 生物多様性の損失 (生物多様性日本基金 (JBF) を通じた生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) 策定支援、SATOYAMA イニシアティブの促進等)

特に、気候変動の透明性については、我が国が設立した透明性パートナーシップ (PaSTI) に基づき、ASEAN加盟国における企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築に向けた技術的助言や、透明性向上に係るインセンティブに関する調査や発信等を実施しました。ベトナムにおいては、温室効果ガス排出量報告制度について、日本の知見を共有し、制度構築支援を行いました。

(ウ) アジア太平洋地域における分野別の協力

気候変動については第1章第1節8、資源循環・3Rについては第3章第6節2、污水处理については第3章第6節3、水分野については第4章第2節6、大気については第4章第5節5を参照。

イ 二国間の枠組みによる連携

(ア) 先進国との連携

○ 米国

2022年9月、西村明宏環境大臣 (当時) とマイケル・リーガン米国環境保護庁長官は、日米環境政策対話を行い、日米共通の重要課題である気候変動と脱炭素、海洋ごみと循環経済、化学物質管理、環境教育と若者の分野における日米の協力強化や連携について、意見交換を行い、本対話の成果として「日米環境政策対話共同声明」を発表しました。2024年4月、八木哲也環境副大臣 (当時) は、G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトリノ (伊) で、マッケイブ環境保護庁副長官と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

○ EU

2021年5月、菅義偉内閣総理大臣 (当時) とシャルル・ミシェル欧州理事会議長及びウァズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員長はテレビ会議形式で会談を行い、「日EUグリーン・アライアンス」の立ち上げを発表しました。これは、グリーン成長と2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、気候中立で、生物多様性に配慮した、かつ、資源循環型の経済の実現を目指すものであり、日EUで、[1] エネルギー移行、[2] 環境保護、[3] 民間部門支援、[4] 研究開発、[5] 持続可能な金融、

[6] 第三国における協力、[7] 公平な気候変動対策の分野での協力を定めています。2024年11月、浅尾慶一郎環境大臣は、COP29に出席するため訪問したバクー（アゼルバイジャン）で、フックストラ欧州委員と会談し、気候分野における意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことを確認しました。

○ カナダ

2024年4月、伊藤信太郎環境大臣（当時）は、G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトリノ（伊）で、カナダのスティーン・ギルボー環境・気候変動大臣と会談を行い、生物多様性、プラスチック対策、気候変動、資源循環、シナジー推進等の重要課題について意見交換しました。

○ 韓国

2024年9月、伊藤信太郎環境大臣（当時）は、TEM25の出席の際に^{キムワンソップ}金琬 燮 環境部長官と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

（イ）開発途上国との連携

〈アジア〉

○ 中国

対中国政府開発援助（ODA）が2021年度末に終了し、今後は、日中両国に裨益がある形で二国間の環境協力を発展させるため、ODAに代わって官民連携が主体となる日中環境協力の新段階においては、両国企業の連携による環境ビジネスを通じた脱炭素で環境汚染の少ない社会の構築への貢献を促していくことが望まれます。一方、優れた技術を有するものの、経営資源の制約により十分なビジネス展開ができない日本の中小企業にとっては、単独で中国市場に進出するのは困難です。そのようなことから、環境ビジネス市場に係る情報提供や官公庁との関係構築、中国企業との連携促進等を支援するため、日中友好環境保全センターが設立した国家生態環境科学技術成果実用化総合サービスプラットフォーム（CEETT）を介して、中国における日本企業と中国企業とのビジネスマッチングを進める体制を整備してきました。また、中国政府・関係機関の若手職員を対象に環境及び防災意識の啓発を図ることなどを目的に外務省の「日中植林・植樹国際連帯事業」を活用して、2024年1月下旬から2月上旬及び同年10月下旬から11月上旬にかけて日本に招聘するとともに、中国政府も日本政府・関係機関の若手職員を同年6月下旬に中国に招聘するなど、日中両国の環境分野業務従事者の若手職員が相互に交流する事業を行っています。2024年9月、伊藤信太郎環境大臣（当時）は、TEM25の出席の際に^{ホアンレンチウ}黄潤秋生態環境部長と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

海洋プラスチックごみについては、2023年10月に第16回日中高級事務レベル海洋協議において合意された、第5回日中海洋ごみ協力専門家対話プラットフォーム会合及び第5回日中海洋ごみワークショップを2024年7月に中国主催で開催しました。両国の行政官及び専門家出席の下、海洋におけるマイクロプラスチックの特性及びそれに応じた生態影響・リスクの評価、情報技術を活用した海洋ごみの実態把握、地域における対策の事例、普及啓発・教育・市民参加の取組等について議論を行い、協力を継続していくことで一致しました。

○ インドネシア

2019年6月に署名された海洋担当調整大臣との共同声明等に基づき、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、研修を行いました。

2022年8月には、環境林業省との間で環境協力に関する協力覚書に署名し、また、海洋投資調整府との間で、日インドネシア包括環境協力パッケージに合意・署名し、インドネシアが重視する優先課題

に関して、脱炭素移行、生物多様性保全、循環経済の同時推進を目指した包括的な協力を進め、官民投資の促進を図っています。2024年4月に環境林業省と開催した技術対話では協力の進捗状況を確認し、今後の進展に向けた協議を行うとともに、2024年8月には協力覚書を更新しました。さらに、気候変動分野の協力として、2024年10月、「日・インドネシア共和国間の二国間クレジット制度（JCM）及びインドネシアの温室効果ガス排出削減認証制度に関する日本国環境省とインドネシア共和国環境林業省との間の相互承認取決め」の大臣間の署名が完了しました。これに続き、同年12月、第10回合同委員会を開催し、パリ協定第6条に沿ってJCMを実施するための改定規則及びガイドライン類等の採択や二酸化炭素回収・貯留（CCS）及び二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）事業に関するガイドライン類を新たに採択しました。

また、2017年の日尼首脳会談を契機に、環境省、JICA、IFCが共同で西ジャワ州レゴックナンカ廃棄物発電PPP事業の案件形成を支援しています。環境省では制度構築（焼却灰規制等）支援を行い、2023年7月に日本企業を含む国際コンソーシアムが落札者に選定され、2024年6月に西ジャワ州とコンソーシアムとの間で契約署名が行われました。

○ インド

2018年10月にインド環境・森林・気候変動省と署名した環境分野における包括的な協力覚書に基づき、「第1回日本・インド環境政策対話」を2021年9月に開催しました。本政策対話では気候変動分野の二国間協力等について議論するとともに、JCMに関する政府間協議の実施等、今後両省の協力を一層推進していくことに合意しました。この覚書に基づき、2023年1月に日・インド環境ウィークを開催し、気候変動や廃棄物管理、大気汚染対策などに関するセミナーや両国企業による展示・ビジネスマッチ等、複数のイベントを一体的に開催する等、官民における二国間環境協力を推進しています。

○ モンゴル

2022年5月のバトウルジー・バトエルデネモンゴル国自然環境観光大臣来訪時に行われた協力の進捗に係るハイレベル意見交換時に更新されたモンゴル自然環境・観光省との環境協力に関する協力覚書に基づき、「第15回日本・モンゴル環境政策対話」を2023年6月にウランバートルで開催し、大気汚染対策、気候変動対策（GOSATシリーズ、JCM）、生物多様性等について、意見交換を行いました。

特に、GOSATシリーズについては、モンゴル国の温室効果ガスインベントリに計上された二酸化炭素の排出量と、GOSATの観測データ等より推計した排出量が高い精度で一致することを確認しました。モンゴル政府は、2023年11月に、この結果を自国の隔年更新報告書の一部として、日本政府への謝辞とともに国連に提出しました。

○ フィリピン

2023年12月、フィリピン環境天然資源省と「環境保護分野における協力覚書」に署名し、廃棄物管理から協力範囲を広げ、気候変動やプラスチック汚染、生物多様性といった分野を始めとする包括的な環境協力を進めていくことに合意しました。2024年10月には、2015年よりフィリピン環境天然資源省と開催している廃棄物分野に関する環境対話（第9回）を実施しました。2025年1月13日（月）から15日にかけては、フィリピン・マニラで、フィリピン環境天然資源省とともに、環境政策対話、テーマ別セミナー、ビジネスピッチ等といった一連のイベントを一体的に開催する「第2回日本・フィリピン環境ウィーク」を開催しました。また、小林史明環境副大臣は、環境ウィークの出席のために訪問したマニラで、マリア・アントニア・ユロ・ロイザガ環境天然資源大臣と会談し、今後の協力について方向性を確認しました。さらに、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、研修を行いました。加えて、水田から排出されるメタン削減に資する水管理技術とJCMとを組み合わせるための具体的手法（方法論）をフィリピンと共同で開発し、現地でプロジェクトが開始されました。

○ シンガポール

2017年6月に更新されたシンガポール環境水資源省との間の「環境協力に関する協力覚書」に基づき、2023年2月に持続可能性・環境省と「第7回日本・シンガポール環境政策対話」を東京で開催し、循環経済・廃棄物管理、気候変動、大気汚染、プラスチック汚染等について意見交換を行いました。また、2023年8月に閣僚級政策対話を実施しその成果として今後の二国間及びASEAN地域における環境協力に関する共同声明を発出しました。2024年9月には「第8回日本・シンガポール環境政策対話」をシンガポールで開催し、循環経済・廃棄物管理、大気汚染・騒音対策、プラスチック汚染、日・ASEAN協力、気候変動等に関して意見交換を行い、引き続き両国で連携していくことを確認しました。

○ タイ

2018年5月にタイ王国天然資源環境省と署名した「環境協力に関する協力覚書」について、2024年7月に協力強化を目的として覚書を更新するとともに、第4回日本・タイ環境政策対話や環境技術・サービスに関する日本・タイのビジネス連携を促進することを目的とした「日本・タイ環境ビジネスマッチングセミナー」を開催しました。また、2022年4月に環境省環境再生・資源循環局とタイ王国工業省工業局（DIW）で署名した産業廃棄物管理に関する協力覚書に基づき、産業廃棄物の適正管理に関する知見の共有等を進めるとともに、2022年8月に環境省環境再生・資源循環局とタイ王国内務省地方自治振興局（DLA）で署名した都市廃棄物管理に関する協力覚書に基づき、一般廃棄物の適正管理に関する知見の共有等を進めたほか、廃棄物管理に係るオンライン研修を実施し、タイ政府のキャパビル向上に貢献しました。2024年7月には、二国間クレジット制度（JCM）に関する協力覚書の更新が行われました。JCMについては、同年9月、第6回合同委員会を開催し、タイ国内制度の構築に伴うJCMに係る新たな規則及びガイドライン類等の採択、新規案件の承認やパリ協定第6条に関する各国の取組について情報交換を行いました。さらに、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、研修を行いました。

○ ベトナム

ベトナム天然資源環境省と2013年12月に「環境分野に関する協力覚書」に署名し、以来同国と緊密な協力関係を築いています。2024年1月にハノイにて第8回日本・ベトナム環境政策対話を開催するとともに、同覚書を再更新しました。また同月には、ベトナムの2050年までのカーボンニュートラル目標の実現のため、2021年11月に両大臣により署名された「2050年までのカーボンニュートラルに向けた気候変動に関する共同協力計画」に基づく第3回合同作業部会を開催し、本共同協力計画に基づく気候変動分野などの協力を議論しました。2024年10月には、日・ベトナム間の二国間クレジット制度（JCM）の第9回合同委員会を開催し、9事業からのJCMクレジット発行量を決定しました。また、海洋プラスチックごみについては、これまで、2019年度以来、研究者及び政府担当者の人材育成のための研修を行い、2020年度には海洋ごみモニタリングの分野における協力に関する基本合意書に署名していたところですが、同合意書の終期に伴い、協力を更に進展させるため、2023年8月、ベトナム天然資源環境省との間で、海洋ごみの管理等に関する協力に係る基本合意書に署名しました。これも踏まえ、2024年度にも継続して、ベトナム周辺で海洋ごみ共同パイロットモニタリング調査・研究の実施、モニタリングや処理を含む、海洋ごみ（廃棄物）管理に関する人材育成研修の実施、海洋ごみ（廃棄物）管理に関する知見共有、マニュアル等の策定支援等を行いました。また、第5回日越政策対話（2018年）において設置が合意された廃棄物管理に関する合同委員会では、ベトナムにおける廃棄物管理や3R、公衆衛生の向上等を目的に、廃棄物処理基準やガイドライン等の制度設計支援、廃棄物発電の案件形成、重点取組自治体への支援等を促進したほか、廃棄物管理に係る研修を実施し、ベトナム政府のキャパビル向上に貢献しました。

○ マレーシア

2024年11月、浅尾慶一郎環境大臣は、COP29に出席するため訪問したバクー（アゼルバイジャン）で、ニック・ナズミ天然資源・持続可能性大臣と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、緊密に連携していくことを確認しました。

〈中東〉

○ UAE

2022年11月にアラブ首長国連邦気候変動・環境省と署名した「日本国環境省とアラブ首長国連邦気候変動・環境省との間の環境協力に関する協力覚書」に基づき、2023年9月、「日・UAE政策共有会」をオンラインで開催し、循環型経済、グリーンファイナンス、大気環境政策についての取組を紹介するとともに、今後の協力に向け意見交換を行いました。

〈ラテンアメリカ〉

○ ブラジル

2024年11月、浅尾慶一郎環境大臣は、COP29に出席するため訪問したバクー（アゼルバイジャン）で、マリナ・シルバ環境・気候変動大臣と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、緊密に連携していくことを確認しました。

2025年3月、浅尾慶一郎環境大臣はシルヴァ環境気候変動大臣と会談を行うとともに、「日本国環境省とブラジル連邦共和国環境気候変動省との間の環境分野の協力覚書」に署名を行いました。

〈東ヨーロッパ〉

○ ウクライナ

2022年11月、環境省とウクライナ環境保全天然資源環境省との間で環境保全分野の協力に関する覚書を署名しました。また、環境省はJICAが進めているがれき処理支援に対する協力を行っています。2024年2月、二国間クレジット制度（JCM）の構築に関する協力覚書の署名が行われました。

○ モルドバ

2024年9月、日・モルドバ間の二国間クレジット制度（JCM）の第1回合同委員会を開催し、パリ協定6条に沿ってJCMを実施するための規則及びガイドラインを採択しました。

〈アフリカ〉

○ セネガル

2024年5月、日・セネガル間の二国間クレジット制度（JCM）の第1回合同委員会を開催し、パリ協定6条に沿ってJCMを実施するための規則及びガイドラインを採択しました。

〈中央アジア〉

○ カザフスタン

2023年2月に学校法人中央大学はGOSATの協力覚書に署名しました。2025年1月、日・カザフスタン間の二国間クレジット制度（JCM）の第1回合同委員会を開催し、パリ協定6条に沿ってJCMを実施するための規則及びガイドラインを採択しました。

○ ウズベキスタン

2022年10月に学校法人中央大学はGOSATの協力覚書に署名しました。2022年12月に環境省とウズベキスタン共和国国家生態系・環境保護委員会との間で環境保護分野における協力覚書に署名し、セミナーの開催等の具体的な協力活動に向けた準備を進めています。2025年2月、日・ウズベキスタ

ン間の二国間クレジット制度（JCM）の第1回合同委員会を開催し、パリ協定6条に沿ってJCMを実施するための規則及びガイドラインを採択しました。

○ キルギス

2024年7月に学校法人中央大学はGOSATの協力覚書に署名しました。

○ タジキスタン

2023年12月に学校法人中央大学はGOSATの協力覚書に署名しました。

ウ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図るため、英語での報道発表、環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の英語抄訳版等、海外広報資料の作成・配布や環境省ウェブサイト・SNS等を通じた海外広報を行いました。

エ 開発途上地域の環境の保全

我が国は政府開発援助（ODA）による開発協力を積極的に行っています。環境問題については、2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」において複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導を重点政策の一つとして位置付けるとともに、地球環境の保全は地球の未来に対する我々の責任であると認識し、生物多様性の主流化やプラスチック汚染対策を含む海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取組を強化していくことが明記されています。また、特に小島嶼開発途上国については、気候変動による海面上昇等、地球規模の環境問題への対応に関して、ニーズに即した支援を行っています。

（ア）無償資金協力

居住環境改善（都市の廃棄物処理、上水道整備、地下水開発、洪水対策等）、地球温暖化対策関連（森林保全、クリーン・エネルギー導入）等の各分野において、無償資金協力を実施しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を実施しています。

（イ）有償資金協力

下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の各分野において、有償資金協力（円借款・海外投融資）を実施しています。

（ウ）国際機関を通じた協力

我が国は、UNEPの環境基金、UNEP/IETC技術協力信託基金等に対し拠出を行っています。また、我が国が主要拠出国及び出資国となっているUNDP、世界銀行、ADB、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も重要になってきています。

（3）多国間資金や民間資金の積極的活用

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等が地球環境問題に取り組み、環境条約の実施を行うために、無償資金等を提供する多国間基金です。第8次GEF増資期間（2022年7月－2026年6月）の増資規模は53.3億ドルであり、このうち我が国からは総額6.38億ドルの拠出を行っています。我が国はGEFのトップドナーとして、意思決定機関である評議会の場を通じ、GEFの活動・運営に係る決定に積極的に参画しています。

開発途上国の温室効果ガス削減（緩和）と気候変動の影響への対処（適応）を支援する緑の気候基金（GCF）については、初期拠出（2015年－2019年）の15億ドルと第1次増資（2020年－2023年）への15億ドルの拠出に続いて、第2次増資（2024年－2027年）については、2023年10月のハイレベル・プレッジング会合において、我が国から、第1次増資時と円貨で同規模の最大1,650億円の拠出表明を行い、2024年11月までに我が国を含む34か国・1地方政府が総額約136億ドルの拠出を表明しました。また、2024年11月までに133か国における285件の支援案件がGCF理事会で承認されました。我が国は基金への主要ドナー国の1つとして資金面での貢献に加え、GCF理事国として、支援案件の選定を含む基金の運営に積極的に貢献しています。また、我が国は、途上国の要請に基づき技術移転に関する能力開発やニーズの評価を支援する「気候技術センター・ネットワーク（CTCN）」に対して2024年度に約36.5万ドルを拠出し、積極的に貢献しました。加えて、ADBや国連工業開発機関（UNIDO）と連携し、JCMプロジェクト形成に取り組みました。

(4) 国際的な各主体間のネットワークの充実・強化

ア 地方公共団体間の連携

脱炭素社会形成に関するノウハウや経験を有する日本の地方公共団体等の協力の下、アジア等各国の都市との間で、都市間連携を活用し、脱炭素社会実現に向けて基盤制度の策定支援や、優れた脱炭素技術の普及支援を実施しました。2024年度は、北海道札幌市、富山県富山市、神奈川県川崎市、神奈川県横浜市、東京都、埼玉県さいたま市、静岡県静岡市、滋賀県、大阪府大阪市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、岡山県真庭市、愛媛県、福岡県、福岡県北九州市、鹿児島県大崎町、沖縄県浦添市による25件の取組を支援しました。

イ 市民レベルでの連携

独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、プラットフォーム助成制度に基づいて、国内の環境NGO・NPOが国内又は開発途上地域において他のNGO・NPO等との横断的な協働・連携の下で実施する環境保全活動に対する支援を行いました。国際社会及び国内におけるSDGsの実施状況を共有するとともに、環境側面からのSDGsの取組を推進するため、民間企業や自治体、NGOなどの様々な立場から先行事例を共有して認め合い、更なる取組の弾みをつける場として、SDGsステークホルダーズ・ミーティングを2016年度から開催しており、2025年3月には第16回会合を開催しました。

(5) 国際的な枠組みにおける主導的役割

2024年4月、イタリアが議長国を務めたG7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に対処するため、必要な取組間のシナジーの推進が重要であることを確認するとともに、気候変動対策について、気温上昇を工業化以前より1.5℃に抑えるための削減目標の進捗を確認し、野心的な次期NDC（国が決定する貢献）を策定することをすべての国に呼びかけました。またG7広島サミットの成果に盛り込まれた循環経済原則、重要鉱物の国際リサイクル、ネイチャーポジティブ経済、侵略的外来種対策、プラスチック汚染対策等を更に推進することを確認しました。

2024年6月のG7プーリア・サミットでは、気候変動対策について、1.5℃目標に沿った、全経済分野及びすべての温室効果ガスを対象とした総量削減目標を含む次期NDCの提出をG20や他の主要経済国に呼びかけました。また、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の迅速かつ完全な実施、質の高い炭素市場やカーボンプライシングの野心的な活用の加速、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を共有しました。

2024年10月にブラジル・リオデジャネイロで開催されたG20環境・気候持続可能性大臣会合では、海洋、生態系サービスへの支払い、気候変動適応行動と資金の向上、廃棄物・循環経済の4つの優先課

題に関する成果文書が取りまとめられました。また、2024年10月にアメリカ・ワシントンD.C.で開催されたG20財務大臣、気候・環境大臣、外務大臣及び中央銀行総裁合同会合（議長国：ブラジル）では、気候変動に対する行動を加速させるため、国際経済・金融システムにおける行動を大胆にリードする決意が示されました。さらに2024年11月のG20リオデジャネイロ・サミットにおいて、気候変動については、1.5℃の気温上昇による気候変動の影響は、2℃の気温上昇による影響と比べてはるかに小さいことを強調し、1.5℃目標の達成のための努力を追求する決意を再確認しました。また、生物多様性については、G20各国の、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の迅速かつ完全で効果的な実施へのコミットメントを再確認し、2030年までに森林減少及び森林劣化を止め、反転させるための取組の重要性を強調しました。循環経済や汚染の防止については、未管理の廃棄物及び不適切に管理された廃棄物の発生を大幅に削減する決意を再確認しました。プラスチック汚染対策については、プラスチック汚染を終わらせる決意を固め、2024年末までにプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書を策定するための政府間交渉委員会（INC）の交渉に野心を持って協力することにコミットしました。

なお、宇宙空間のごみ（スペースデブリ）が、新たな国際的な課題となっており、国際社会が協力してスペースデブリ対策に取り組む必要があることから、我が国では、JAXAにおいて、2019年4月から、大型デブリの除去技術獲得及び民間による事業化を目指して、商業デブリ除去技術実証プロジェクトを進めています。

また、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき報告された国・機関等の海洋プラスチックごみ対策を、2024年のG20議長国だったブラジルが我が国支援の下、「第6次G20海洋プラスチックごみ対策報告書」として取りまとめました。第6次報告書では、23か国と7の国際機関・NGOの優良事例や課題が共有されました。

また、2023年8月に日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において発足した、日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）において、気候変動対策に加え、2019年に設立された海洋プラスチックごみ地域ナレッジ・センター（RKC-MPD）の活用を含むプラスチック汚染に関する日ASEAN協力アクション・アジェンダ、及び、電気電子機器廃棄物（E-waste）及び重要鉱物に関する日ASEAN資源循環パートナーシップ（ARCPEC）を立ち上げました。

パリ協定6条（市場メカニズム）の実施により、脱炭素市場や民間投資が活性化され、世界全体の温室効果ガスが更に削減されるとともに、経済成長にも寄与することが期待されている一方、パリ協定6条を実施するための体制整備や知見の共有等が課題とされています。国際的な連携の下、6条ルールの理解促進や研修の実施等、各国の能力構築を支援するため、我が国は、2022年11月、COP27において「パリ協定6条実施パートナーシップ」（2024年12月時点において83か国、200機関が参加）を立ち上げ、各国の6条実施に向けた支援を実施しています。今後も我が国が率先して、パートナーシップ参加国、国際機関等と連携しつつ、各国の6条実施に向けた支援を加速し、パリ協定6条に沿った市場メカニズムを世界的に拡大し、世界の温室効果ガスの更なる削減に貢献していきます。

第5節 地域づくり・人づくりの推進

1 環境を軸とした地域づくりの推進

（1）地域循環共生圏構築の展開

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があることから、各地域において、地域住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」に向けて「地域循環共生圏」の実装を進め、「新たな成長」を実現していくことが重要です。

地域が主体性を発揮して、自らの強みである自然資本を活かし、魅力ある地域づくりを進める「地域循環共生圏」の創造に向け、地域循環共生圏づくりに取り組む団体と、その団体への支援を行う主体を合わせた「参加団体」を26件選定し、各地域での地域循環共生圏づくりの支援ができる担い手の支援・創出等を図りました。また、脱炭素・循環経済・自然再興等の環境政策の推進を背景に、地域の経済社会構造が大きく変化する地域を対象として、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方にに基づき、その変化に伴う負の影響を最小限とし、環境を軸とした新規産業の創出等を通じて持続可能な社会への移行を目指す地域の主体的な取組の支援（地域トランジションモデル構築事業）に着手しました。

さらに、2019年度より運用を開始している地域循環共生圏に係るポータルサイトでは、各実証地域の取組から得られた知見を取りまとめ、「しる」「まなぶ」「つくる」「つながる」機会等の提供を行い、特にオンラインにて開催した「地域循環共生圏フォーラム2024」（主催：環境省）には、民間企業や団体、地方公共団体関係者を中心に、350名程度が参加しました。このフォーラムでは、「ウェルビーイングなまちづくり」についての基調講演に加え、脱炭素、資源循環、生物多様性をはじめとする、様々なテーマでの地域づくりに関する分科会を開き、地域循環共生圏づくりに取り組んでいる民間企業等及び地域と、参加者との双方向の活発な議論による「学び」や「出会い・交流」の場となりました。

さらに、市町村やコミュニティといった一定の広がりのある「地域」の中で、環境・社会・経済の課題を同時解決する、SDGsの視点を取り入れた事業・プロジェクトを数多く生み出していく「地域循環共生圏」と両輪で、一人一人、一社一社がSDGsの視点を取り入れた活動・取組を表彰する「グッドライフアワード」を、2013年度から実施しています。国民一人一人が自らのライフスタイルを見直す契機とすることを目的として、企業、団体、個人等の幅広い主体による「環境と社会によい暮らし」を支える地道で優れた取組を募集し、表彰するとともに、その取組を広く国民に対して情報発信しています。2024年度は、応募があった221の取組の中から、最優秀賞1、優秀賞3、各部門賞6、計10の取組を環境大臣賞として表彰しました。

（2）地域脱炭素の加速化

地域脱炭素ロードマップ（2021年6月国・地方脱炭素実現会議にて決定）の策定以降、ゼロカーボンシティ宣言をする自治体の数が増加するなど、地方公共団体が主導する地域脱炭素の動きは加速化しています。地域脱炭素政策については、2026年以降の取組について具体化を図るため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催し、2024年12月に議論の取りまとめを行いました。取りまとめにおいて、地域脱炭素を推進する上での小規模地方公共団体をはじめとした人材・財源不足等の課題の顕在化や、ペロブスカイト太陽電池等の考慮すべき新たな技術への対応の必要性が明記されました。さらに、国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、地域特性に応じた再エネを活用した創意工夫ある地域脱炭素の取組を展開することとしています（「地域脱炭素2.0」）。環境省は、顕在化した課題や新たな技術に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステークホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で地域脱炭素の加速化を図ってまいります。

2050年を待つことなく2030年度までに、カーボンニュートラルと地域課題の解決を同時に実現する「脱炭素先行地域」については、2024年度までに5回の募集により81地域を選定しました。また2024年度までに148の地方公共団体における脱炭素の基盤となる重点対策の加速化を支援しています。

2024年度においては、地域における再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による脱炭素社会を見据えた計画の策定、再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング及び地域脱炭素化促進事業の案件形成等を補助する「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」

や地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等に、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする再生可能エネルギー設備等の導入を支援する「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」等を実施しました。さらに、「株式会社脱炭素化支援機構」による地域資源を活用した脱炭素プロジェクト等への資金供給、その他グリーンボンド発行・投資の促進等を行いました。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が改正され、これまでは市町村のみが定めるよう努めるものとされていた再生可能エネルギーの促進区域等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合、複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととするなどの地域脱炭素化促進事業制度が拡充されました。

加えて、地方自治体の職員等に対する、再生可能エネルギー導入等の脱炭素実現のメリットや手法等についての理解を深めるための研修を行ったほか、地方公共団体と企業のネットワークを構築するためのマッチングイベントの開催、地方公共団体への「脱炭素まちづくりアドバイザー」の派遣を行いました。

地域に貢献する脱炭素事業の構築に向けては、事業可能性調査を含む地域脱炭素の計画づくり支援や、衛星情報など最新のデジタル技術も活用したREPOSとEADASの拡充・連携強化、自治体排出量カルテ・地域経済循環分析等の情報ツールの整備・拡充を行うなど、事業の構築を情報・技術面から支援しました。

2 多様な主体の参加による国土管理の推進

（1）多様な主体による国土の管理と継承の考え方に基づく取組

ア 多様な主体による森林整備の促進

国、地方公共団体、森林所有者等の役割を明確化しつつ、地域が主導的役割を発揮でき、現場で使いやすく実効性の高い森林計画制度の定着を図りました。なお、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない森林については、公的主体による森林整備を推進しました。多様な主体による森林づくり活動の促進に向け、企業・NPO・森林所有者等のネットワーク化等による連携・強化を推進しました。

イ 環境保全型農業の推進

第2章第6節1（1）を参照。

（2）国土管理の理念を浸透させるための意識啓発と参画の促進

国土から得られる豊かな恵みを将来の世代へと受け継いでいくための多様な主体による国土の国民的経営の実践に向けた普及や検討として、市町村管理構想・地域管理構想の全国展開などに取り組んでいます。

ア 森林づくり等への参画の促進

森林づくり活動のフィールドや情報の提供等を通じて多様な主体による「国民参加の森林づくり」を促進するとともに、身近な自然環境である里山林等を活用した森林体験活動等の機会提供、地域の森林資源の循環利用を通じた森林の適切な整備・保全につながる「木づかい運動」等を推進しました。

イ 公園緑地等における意識啓発

都市における公園や緑地は、都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成など様々な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤です。

こうした都市における公園や緑地の機能と重要性を踏まえつつ、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市を実現し、緑地の質・量両面での確保に向けた都市緑地行政を全国的に一層推進するため、2024年11月に都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）が施行され、必要な施策を総合的に講じました。

3 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進

(1) 地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理

ア 地域資源の保全・活用と地域間の交流等の促進

特別な助成を行う防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能の向上に資する質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。

イ 地域資源の保全・活用の促進のための基盤整備

持続可能な地域づくりのためには、SDGsの達成を目指して、業種や分野を超えた人々の連携・協働が必要とされます。パートナーシップによるプラットフォームを形成し、環境・経済・社会課題の同時解決を目指すためには、多様なビジョンを持ち、主体的に地域課題解決に取り組む人材が期待されることから、地域における質の高い環境教育・持続可能な開発のための教育（ESD）を実践・推進するリーダーとなる人材を育成することを目的とする「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」の一部として、体験型プログラムを通じた多様な主体同士の学び合い、地域における協働・共創に向けたネットワーク形成を内容とする研修を全国8か所で開催しました。

また、持続可能な社会の実現に向け、ESDに関わるマルチステークホルダーが、地域における取り組みを核としつつ、様々なレベルで分野横断的に協働・連携してESDを推進することを目的として、ESD推進ネットワークを形成し、連携してESDを支援しました。

資源循環分野については、第3章第4節を参照。

ウ 森林資源の活用と人材育成

中大規模建築物等の木造化、住宅や公共建築物等への地域材の利活用、木質バイオマスの活用等による環境負荷の少ないまちづくりを推進しました。

人材育成に関しては、地域の森林・林業を牽引する森林総合監理士（フォレスター）、持続的な経営プランを立て、循環型林業を目指し実践する森林経営プランナー、施業集約化に向けた合意形成を図る森林施業プランナー、伐採や再造林、路網作設等を適切に行える現場技能者を育成しました。

エ 災害に強い森林づくりの推進

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生、豪雨や地震等により被災した荒廃山地の復旧・予防対策、流木による被害を防止・軽減するための効果的な治山対策など、災害に強い森林づくりの推進により、地域の自然環境等を活用した生活環境の保全や社会資本の維持に貢献しました。

オ 景観保全

景観の保全に関しては、自然公園法（昭和32年法律第161号）によって優れた自然の風景地を保護しているほか、景観法（平成16年法律第110号）に基づき、2024年3月末時点で666団体において景観計画が定められています。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、2025年3月末時点で重要文化的景観として73地域が選定されています（第2章第3節2（1）の表2-3-1を参照）。

カ 歴史的環境の保全・活用

2024年度中に史跡名勝天然記念物の新指定19件、特別史跡名勝天然記念物の新指定1件を行うと

もに、2024年度は3都市の歴史的風致維持向上計画を新規認定し、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための取組を行いました。

(2) 地方環境事務所における取組

地域の行政・専門家・住民や各省庁の地方支分部局等と協働しながら、地域における脱炭素の取組支援、資源循環政策の推進、気候変動適応等の環境対策、生物多様性の保全、国立公園の保護と利用の推進、自然環境保全のための施設整備、希少種・野生鳥獣・外来種等の野生生物の保護管理、また東日本大震災からの被災地の復興・再生について、地域の実情に応じた環境保全施策を展開しました。

4 環境教育、ESD 及び協働取組の推進

(1) あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及びESDの推進

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）に基づく、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の全部変更について、環境教育等推進専門家会議及び環境教育等推進会議等での検討を踏まえ、2024年5月に閣議決定しました。

環境教育等促進法及び基本方針に基づき、環境教育のための人材認定等事業の登録制度（環境教育等促進法第11条第1項）、環境教育等支援団体の指定制度（同法第10条の2第1項）、体験の機会の場の認定制度（同法第20条）の運用等を通じ、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保等に努めました。

また、発達段階に応じ、学校、家庭、職場、地域等のあらゆる場において自発的な環境教育等の取組が促進されるよう、環境省では、文部科学省と連携し、学校や地域において質の高い環境教育・ESDを実践・推進するリーダーとなる人材を育成することを目的とする「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」として、教職員を主な対象とし、教科横断的にホール・スクールで環境教育・ESDを推進するための研修をオンラインや全国各地で開催したほか、指導案や参考事例など、学校や地域での環境教育や環境保全活動に役立つ情報を、ウェブサイト（環境学習ステーション）にて提供しました。

また、2023年度から環境教育やESDに取り組む方の負担軽減、ネットワーク化、取組支援を目的に「環境教育・ESD実践動画100選」として、学校教育又は社会教育における幼少期～高校生を対象とした環境教育やESDに関連する実践取組の短編動画の優良事例を発信する取組を始め、2024年度には36件の動画を選定、公表しました。

加えて、「体験の機会の場」研究機構との間で締結された環境教育等促進法に基づく協定（同法第21条の4第1項）の趣旨を踏まえ、同機構と連携して若年層を対象としたプレゼンテーションコンクール「Green Blue Education Forum2024」を実施するなど、体験の機会の場の利用及び認定促進に向けた取組を進めました。

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援、セミナーや自然観察会等のイベントの開催、ポスター等の啓発資料の作成等が行われました。

文部科学省では、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備に対し、関係省庁と連携してエコスクールパイロットモデル事業を実施し、1997年度から2016年度までに1,663校認定しました。2017年度からは「エコスクール・プラス」に改称し、エコスクールとして整備する学校を2025年度までに343校認定しました。

ESDについては、「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」という2020年から2030年までの新たな国際的実施枠組みが2019年11月に第40回ユネスコ総会で採択され、同年12月には第74回国連総会で承認されました。「ESD for 2030」の理念を踏まえ、関係省庁が連携し、2021年5月、「第2期ESD国内実施計画」を策定し、同日に「ESD推進の手引」も更新し

ました。また、学習指導要領では、小・中・高等学校の各段階において、児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることが期待されることを明記しており、引き続き、ESDの提唱国として、持続可能な社会の創り手を育成するESDを推進していきます。

文部科学省では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、ユネスコが認定する学校）をESDの推進拠点として位置付けています。ユネスコスクール全国大会の開催等を通じて、ESDの実践例の共有や議論等を行いESDの活動の振興を図るほか、補助金事業を通じて、持続可能な社会の創り手育成の推進につながる教員養成、カリキュラム作成及び多様なステークホルダーとの協働による人材育成に取り組んでいます。

さらに、ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、環境省、文部科学省、関係団体等が連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター（全国8か所）を活用したESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に努めるとともに、気候変動を切り口としたテーマ別の学び合いプロジェクトを実施しました。このほか、国連大学が実施する世界各地でのESDの地域拠点（RCE）の認定、アジア太平洋地域における高等教育機関のネットワーク（ProsPER.Net）構築等の事業を支援しました。

また、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）における三カ国共同のプロジェクトとして、日中韓環境教育ネットワーク（TEEN）、日中韓環境ユースフォーラム（TEMMユースフォーラム）において、環境教育推進のための意見交換を行いました。

（2）持続可能な地域づくりに向けた対話を通じた協働取組の推進

環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体等による環境保全活動等を促進しました。

独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催等により、それぞれの活動を振興するための事業を行いました。このうち、2024年度の助成については、308件の助成要望に対し、164件、総額約5.7億円の助成決定が行われました。

環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステナビリティ高等研究所の共催により、環境活動を行う全国の高校生に対し、相互交流や実践発表の機会を提供する「全国ユース環境活動発表大会（全国大会）」を2025年2月に開催し、優秀校に対して環境大臣賞等を授与しました。

持続可能な地域づくりのための中間支援機能を発揮する拠点として「環境パートナーシップオフィス（EPO）」を全国8か所に展開しています。各地方環境事務所と各地元のNGO・NPOが協働で運営、環境情報の受発信といった静的なセンター機能だけでなく、地域の環境課題解決への伴走等といった動的な役割を担いました。EPOの結節点として、各EPOの成果の取りまとめや相互参照、ブロックを超えた横展開等、全国EPOネットワーク事業を「地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）」が行いました。また、GEOCは環境省・国連大学との協働事業として時機に見合った国際情報の発信やシンポジウムの開催等を行いました。

環境教育等促進法に基づく体験の機会の場合等の各種認定の状況等を環境省ウェブサイトにおいて発信しました。

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報をGEOC及びEPOを拠点としてウェブサイトやメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員を対象に、行政研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

2024年度には、2023年度に引き続き、合宿制の集合研修を実施するとともに、集合形式とオンラ

イン形式を組み合わせるなどの研修手法も活用し、行政研修10コース（10回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む）、分析研修9コース（11回）及び職員研修7コース（8回）の合計26コース（29回）を実施しました。加えて、分析研修等の研修内容に関連する支援教材の動画配信を視聴登録者に対して行いました。2024年度の研修修了者は、1,138名となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,006名、分析研修が132名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が44%、地方公共団体が55%、独立行政法人等が1%となっています。

第6節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 EBPM推進のための環境情報の整備

各施策において見える化に取り組んでいるものや、各主体が利用可能な形への整備に取り組んでいる環境情報等を「環境省における統計情報・データ等一覧」として取りまとめ、また、環境に関するデータの利活用を推進するため、基礎的データを収集・整理した「環境統計集」を最新のデータに更新し、それぞれ環境省ウェブサイトで公開しています。

2 利用者ニーズに応じた情報の提供

行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化を効率的・効果的に進め、環境情報に関するオープンデータの取組の強化を図るため、環境省が保有するデータの全体像を把握し、相互連携・オープン化するデータの優先付けを行った上で、必要な情報システム・体制を確保し、データの標準化や品質向上を組織全体で図るなどのデータマネジメントを推進することを目的とした「環境省データマネジメントポリシー」を、2021年3月に策定しました。それに基づいて、デジタル庁が整備したオープンデータポータルである「e-Govデータポータル」へのデータの掲載等を促進するための方針を整備しました。

「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（以下「白書」という。）」の内容を広く普及するため、全国3か所で「白書を読む会」をオンラインで開催しました。

視覚的に分かりやすいよう地理情報システム（GIS）を用いた「環境GIS」による環境の状況等の情報や環境研究・環境技術など環境に関する情報の整備を図り、「環境展望台」において提供しました。

港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、環境情報データベースの運用を行いました。また、沿岸海域環境保全情報の提供を行うとともに、関係府省・機関が収集した、衛星情報を含め広範な海洋情報を集約・共有する「海洋状況表示システム（海しる）」について、掲載情報の充実、機能の拡充を行いました。

自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000等の成果に関する情報を「生物多様性情報システム（J-IBIS）」において、Web-GISによる提供情報も含めて整備・拡充するとともに、全国の国立公園等のライブ画像を配信する「インターネット自然研究所」においては、全国各地の様々な自然情報を安定的に継続して提供できるよう、ライブカメラの更新などの取組を進めました。また、「いきものログ」を通じて、全国の生物多様性データの収集と提供を広く行いました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

3 利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施

各種事業、規制、租税特別措置等の政策の立案に当たり、その時点で得られる最良の客観的な証拠を踏まえた政策評価を行いました。環境情報の整備や提供に当たっては証拠としての質（エビデンスレベル）に留意し実施しました（第6章第6節1及び2を参照）。また、「予防的な取組方法」の考え方に基づいて政策を立案しました（第6章第1節3を参照）。

第7節 環境影響評価

1 環境影響評価制度の在り方に関する検討

(1) 再エネ海域利用法に基づき実施される洋上風力発電に係る環境影響評価制度の在り方

再生可能エネルギーのうち、風力発電については、今後も更なる導入拡大が期待されている一方で、地域によっては、環境影響等への懸念が高まっている状況にあります。こうした状況に鑑み、2023年9月、環境大臣から中央環境審議会に対し、風力発電に係る環境影響評価の在り方について諮問がなされました。

その後、「中央環境審議会風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」における審議を経て、2024年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」が取りまとめられ、まずは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）（平成30年法律第89号）に基づき実施される洋上風力発電事業に関し、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で促進区域等を指定するとともに、これに相当する事業者の環境影響評価手続の一部を適用除外とする仕組みの必要性などが示されました。この結論を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会に提出しました。

(2) 陸上風力発電に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、2011年に法改正がなされ、2013年に改正法が完全施行されていますが、改正法の附則において、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされており、改正法の施行から10年以上が経過したことから、当該附則に基づく検討が必要な時期を迎えている状況にあります。こうした状況に鑑み、2024年10月、環境大臣から中央環境審議会に対し、今後の環境影響評価制度の在り方について諮問がなされました。また、上記の「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」においては、風力発電全体に係る環境影響評価制度の在り方について結論を出すため、残された課題として、陸上風力発電に関しても、効果的かつ効率的に環境配慮を確保するための仕組みについて検討を進める必要性があるとの指摘がなされています。

こうした経緯を踏まえ、陸上風力発電に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方に対する結論を得るため、中央環境審議会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」及び「環境影響評価制度小委員会」における審議を経て、2025年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」と「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」が取りまとめられ、陸上風力発電を含む、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直しや、環境影響評価図書の制度的な継続公開などの必要性が示されました。この結論を踏まえ、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会に提出しました。

2 質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開

(1) 環境影響評価法の対象事業に係る環境影響審査の実施

環境影響評価法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けています。環境影響評価法に基づき、2025年3月末までに計879件の事業について手続が実施されました。このうち、2023年度においては、新たに25件の手続が開始され、また、14件の評価書手続が完了し、環境配慮の確保が図られました。

近年、特に審査件数の多い風力発電所については、環境影響の程度は事業規模よりも立地に依拠する特徴があり、陸上の風力発電所に係る立地選定において適正な配慮がなされていないと判断される事業に対しては、事業計画の見直し等の厳しい環境大臣意見を述べました。洋上の風力発電所については、これまで国内における導入実績が少なく、運転開始後の環境影響に係る知見が十分に得られていないことから、最新の知見、専門家の助言等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施することなどを求める環境大臣意見を述べました。太陽光発電所については、ゴルフ場跡地等の既に開発済みの土地で行われる事業に対して、廃棄物等の適正な処理や水生生物への影響を回避又は低減することや廃棄物等の適正な処理を求めた環境大臣意見を述べました。

火力発電所については、国内外の情勢を踏まえ、温室効果ガスの排出削減に向けた取組の道筋が1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、事業の休廃止も含めあらゆる選択肢を勘案して検討するよう求めるなど、厳しい環境大臣意見を述べました。

(2) 環境影響評価に係る不確実性への対応と環境情報基盤の整備

「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」において、洋上風力発電事業の環境影響に係る不確実性に対応する観点から、工事中及び稼働中における環境影響を的確に把握するためのモニタリングが重要とされたことを踏まえ、事業者向けの具体的なガイドラインの策定に向けて、経済産業省と環境省が共同事務局となり、「洋上風力発電におけるモニタリング等に関する検討会」を2024年7月に設置し、検討を進めました。また、2023年12月に公表した「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」の活用に向けて、関係団体等への周知や普及啓発を行い、洋上風力発電の環境影響評価に関する理解促進を進めたほか、環境影響評価に活用できる地域の環境基礎情報を収録した「環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”」において、情報の拡充や更新を行い公開しました。

(3) 環境影響評価図書の継続公開に係る取組

情報アクセスの利便性を向上させ、国民と事業者の情報交流の拡充及び事業者における環境影響の予測・評価技術の向上を図るため、環境影響評価法に基づき事業者が縦覧・公表する環境影響評価図書について、法定の縦覧・公表期間を過ぎた場合においても図書の閲覧ができるよう、事業者の任意の協力を得て、環境省ホームページにおいて環境影響評価図書を掲載する取組を進めました。

1 リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

(1) 福島県における健康管理

国は、福島県の住民の方々の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が2011年度に創設した福島県民健康管理基金に交付金を拠出するなどして福島県を財政的、技術的に支援しており、福島県は、同基金を活用し、2011年6月から県民健康調査等を実施しています。具体的には、福島県の全県民を対象とした外部被ばく線量を推計する基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査を実施しています。また、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査や、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等も実施しています。

「甲状腺検査」について、2016年3月に福島県「県民健康調査」検討委員会が取りまとめた「県民健康調査における中間取りまとめ」では、甲状腺検査の先行検査（検査1回目）で発見された甲状腺がんについては、放射線による影響とは考えにくいと評価されています。また、2023年11月には、同委員会甲状腺検査評価部会において、「先行検査から検査4回目までにおいて、甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない。」とまとめられています。

また、「妊産婦に関する調査」については、2022年5月、福島県「県民健康調査」検討委員会において、県民健康調査「妊産婦に関する調査」結果まとめ（平成23年度～令和2年度）として報告され、妊娠結果（早産の割合、先天奇形・先天異常の発生率）に関しては、「平成23年度から令和2年度調査の結果では、各年度とも政府統計や一般的に報告されているデータとの差はほとんどない。また、先天奇形・先天異常の発生率を地域別に見ても同様に差はない。」とされています。

(2) 国による健康管理・健康不安対策

環境省では、2015年2月に公表した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」に基づき、[1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、[2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、[3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、[4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んでいます。

[1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

大気拡散シミュレーションや住民の行動データ、ホールボディ・カウンタ等による実測値等、被ばく線量に影響する様々なデータを活用し、事故後の住民の被ばく線量をより精緻に評価する研究事業を実施しています。

[2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

福島県及び福島近隣県における、がん及びがん以外の疾患の罹患動向を把握するために、人口動態統計やがん登録等の統計情報を活用し、地域ごとに、循環器疾患を含む各疾病の罹患率及び死亡率の変化等を分析する研究事業を実施しています。

[3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

福島県は、県民健康調査「甲状腺検査」の結果、引き続き医療が必要になった方に対して、治療にかかる経済的負担を支援するとともに、診療情報を活用させていただくことで「甲状腺検査」の充実を図る「甲状腺検査サポート事業」に取り組んでおり、国は、この取組を支援しています。このほか、国として甲状腺検査の結果、詳細な検査（二次検査）が必要になった方へのこころのケアの充実や、また県内検査者の育成や県外検査実施機関の拡充に向け、医療機関への研修会等を開催しています。

[4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実

環境省では、2014年度から福島県いわき市に「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を開設し、避難指示が出された12市町村を中心に、住民を支える放射線相談員や自治体職員等の活動を科学的・技術的な面から組織的かつ継続的な支援を実施していくため、研修会や車座集会の開催等を行っています。

そのほか、希望する住民には、個人線量計を配布して外部被ばく線量を測定してもらい、またホールボディ・カウンタによって内部被ばく線量を測定することにより、住民に自らの被ばく線量を把握してもらうとともに、専門家から測定結果や放射線の健康影響に関する説明を行うことにより、不安軽減へつなげています。

一方、福島県外では、企業や学校、地域住民の方を対象に、不安軽減や放射線リテラシーの向上のため、放射線の健康影響や原発事故後の福島県でのリスクコミュニケーションに関する住民セミナー等を行うほか、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、自治体職員等の人材育成のための研修にも取り組んでいます。

2 健康被害の補償・救済及び予防

(1) 被害者の補償・救済

ア 大気汚染の影響による呼吸器系疾患

(ア) 既被認定者に対する補償給付等

我が国では、昭和30年代以降の高度経済成長により、工業化が進んだ都市を中心に大気汚染の激化が進み、四日市ぜんそくを始めとして、大気汚染の影響による呼吸器系疾患の健康被害が全国で発生しました。これらの健康被害者に対して迅速に補償等を行うため、1973年、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）に基づく公害健康被害補償制度が開始されました。

公害健康被害補償法のうち、自動車重量税の収入見込額の一部相当額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する旨を定めた法附則（法附則第9条）については、2018年度以降も当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付することができるよう措置する、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第11号）が2018年3月に公布されました。

2024年度は、同制度に基づき、被認定者に対し、[1] 認定更新、[2] 補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、[3] 公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業、禁煙治療費用助成事業）等を実施しました。2024年12月末時点の被認定者数は26,490人です。なお、1988年3月をもって第一種地域の指定が解除されたため、旧第一種地域では新たな患者の認定は行われていません（表6-8-1）。

表6-8-1 公害健康被害補償法の被認定者数等

(2024年12月末時点)

区分	地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数
旧第一種地域 非特異的疾患	千葉県 南部臨海地域	千葉県	1974.11.30	179
	東京都 千代田区 全域	千代田区	〃	95
	〃 中央区	中央区	1975.12.19	146
	〃 港区	港区	1974.11.30	270
	〃 新宿区	新宿区	〃	697
	〃 文京区	文京区	〃	329
	〃 台東区	台東区	1975.12.19	247
	〃 品川区	品川区	1974.11.30	531
	〃 大田区	大田区	〃	1,133
	〃 目黒区	目黒区	1975.12.19	366
	〃 渋谷区	渋谷区	1974.11.30	337
	〃 豊島区	豊島区	1975.12.19	405
	〃 北区	北区	〃	637
	〃 板橋区	板橋区	〃	1,199
	〃 墨田区	墨田区	〃	402
	〃 江東区	江東区	1974.11.30	894
	〃 荒川区	荒川区	1975.12.19	449
	〃 足立区	足立区	〃	1,078
	〃 葛飾区	葛飾区	〃	763
	〃 江戸川区	江戸川区	〃	1,100
	東京都計			11,078
	横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	1972.2.1	319
	川崎市 川崎区・幸区	川崎市	1969.12.27	1,066
	〃 〃	〃	1972.2.1	〃
	〃 〃	〃	1974.11.30	〃
	富士市 中部地域	富士市	1972.2.1	313
	〃 〃	〃	1977.1.13	〃
	名古屋市 中南部地域	名古屋市	1973.2.1	1,489
	〃 〃	〃	1975.12.19	〃
	〃 〃	〃	1978.6.2	〃
	東海市 北部・中部地域	愛知県	1973.2.1	253
	四日市市 臨海地域・楠町全域	四日市市	1969.12.27	273
	〃 〃	〃	1974.11.30	〃
	〃 〃	〃	1969.12.27	4,543
	〃 〃	〃	1974.11.30	〃
	〃 〃	〃	1975.12.19	〃
	豊中市 南部地域	豊中市	1973.2.1	118
	吹田市 南部地域	吹田市	1974.11.30	141
	守口市 全域	守口市	1977.1.13	734
	東大阪市 中西部地域	東大阪市	1978.6.2	861
	八尾市 中西部地域	八尾市	〃	468
	堺市 西部地域	堺市	1973.8.1	940
	〃 〃	〃	1977.1.13	〃
	神戸市 臨海地域	神戸市	〃	475
	尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	1970.12.1	1,311
	〃 〃	〃	1974.11.30	〃
	倉敷市 水島地域	倉敷市	1975.12.19	773
	玉野市 南部臨海地域	岡山県	〃	17
	備前市 片上湾周辺地域	〃	〃	15
	北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	1973.2.1	675
	大牟田市 中部地域	大牟田市	1973.8.1	449
	計			26,490
第二種地域 特異的疾患	水俣病 阿賀野川 下流地域	新潟県	1969.12.27	34
	〃 〃 〃	新潟県	〃	56
	〃 水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	〃	48
	〃 〃 〃	熊本県	〃	166
	〃 神通川 下流地域	富山県	〃	0
	慢性砒(ヒ)素中毒症 島根県 笹ヶ谷地区	島根県	1974.7.4	0
	〃 宮崎県 土呂久地区	宮崎県	1973.2.1	38
	計			342
合計				26,832

注：旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省

(イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

- 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、ぜん息等の予防・回復等のためのパンフレットの作成、講演会の実施及びぜん息の専門医による電話相談事業を行いました。さらに、地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。
- 地方公共団体に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、幼児を対象とする健康診査、ぜん息患者等を対象とした機能訓練等を推進しました。

イ 水俣病

(ア) 水俣病被害の救済

○ 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式に確認されたものであり、四肢末端の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症候とする神経系疾患です。それぞれチッソ株式会社、昭和電工株式会社の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった神経系疾患であることが1968年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、2024年12月末までの被認定者数は、3,000人（熊本県1,791人、鹿児島県493人、新潟県716人）で、このうち生存者は、304人（熊本県166人、鹿児島県48人、新潟県90人）となっています。

○ 1995年の政治解決

公害健康被害補償法及び1992年から開始した水俣病総合対策医療事業（一定の症状が認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給する事業）による対応が行われたものの、水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、1995年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。

これを踏まえ、原因企業から一時金を支給するとともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳（療養手帳を名称変更）を交付しました。また、医療手帳の対象とならない方であっても、一定の神経症状を有する方に対して保健手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

これにより、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、2004年10月に最高裁判所判決が出され、国及び熊本県には、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高等裁判所判決が是認されました（表6-8-2）。

表6-8-2 水俣病関連年表

1956年（昭和31年）5月	水俣病公式確認
1959年（昭和34年）3月	水質二法施行
1965年（昭和40年）5月	新潟水俣病公式確認
1967年（昭和42年）6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴（46年9月原告勝訴判決（確定））
1968年（昭和43年）9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表
1969年（昭和44年）6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴（48年3月原告勝訴判決（確定））
1969年（昭和44年）12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（救済法）」施行
1973年（昭和48年）7月	チッソと患者団体との間で補償協定締結（昭和電工と患者団体の間は同年6月）
1974年（昭和49年）9月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行
1977年（昭和52年）7月	環境庁「後天性水俣病の判断条件について（52年判断条件）」を通知
1979年（昭和54年）2月	「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」施行
1991年（平成3年）11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
1995年（平成7年）9月	与党三党「水俣病問題の解決について」（最終解決策）決定
1995年（平成7年）12月	「水俣病対策について」閣議了解
1996年（平成8年）5月	係争中であった計10件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続）
2004年（平成16年）10月	水俣病関西訴訟最高裁判所判決（国・熊本県の敗訴が確定）
2005年（平成17年）4月	環境省「今後の水俣病対策について」発表
2006年（平成18年）5月	水俣病公式確認50年
2009年（平成21年）7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布
2010年（平成22年）4月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」閣議決定
2012年（平成24年）7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付が終了
2013年（平成25年）4月	水俣病の認定をめぐる行政訴訟の最高裁判所判決（1件は熊本県敗訴、1件は熊本県勝訴の高等裁判所判決を破棄差し戻し）
2013年（平成25年）10月	水俣条約の採択・署名のための外交会議が熊本市及び水俣市で開催
2014年（平成26年）3月	環境省「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」を通知（具体化通知）
2014年（平成26年）7月	臨時水俣病認定審査会において具体化通知に基づく審査を実施
2014年（平成26年）8月	特措法の判定結果を公表
2015年（平成27年）5月	新潟水俣病公式確認50年
2017年（平成29年）8月	水銀に関する水俣条約発効

資料：環境省

○ 関西訴訟最高裁判所判決を受けた各施策の推進

政府は、2006年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、1995年の政治解決や関西訴訟最高裁判所判決も踏まえ、2005年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行っています。

- [1] 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、交付申請の受付を2005年10月に再開（2010年7月受付終了）。
- [2] 2006年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者を始めとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策への取組。

○ 水俣病被害者救済特措法

2004年の関西訴訟最高裁判所判決後、公害健康被害補償法の認定申請の増加及び新たな国賠訴訟が6件提起されました。

このような事態を受け、自民党、公明党、民主党の三党の合意により、2009年7月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）が成立し、公布・施行されました。その後、2010年4月に水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」という。）を閣議決定しました。この救済措置の方針に基づき、一定の要件を満たす方に対して関係事業者から一時金を支給するとともに、水俣病総合対策医療事業により、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。また、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置には6万4,836人が申請し、判定結果は3県合計で、一時金等対象該当者は3万2,249人、療養費対象該当者は6,071人となりました（2018年1月判定終了）。また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、2010年3月には熊本地方裁判所から提示された所見を原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続が進められ、2011年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、水俣病被害者救済特措法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、2010年7月に同法に基づいて、チッソ株式会社を特定事業者に指定し、同年12月にはチッソ株式会社の事業再編計画を認可しました。

（イ）水俣病対策をめぐる現状

公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定に関する2013年4月の最高裁判所判決を受けて発出した、総合的検討の在り方を具体化する通知に沿って、現在、関係県・市の認定審査会において審査がなされています。

こうした健康被害の補償や救済に加えて、高齢化が進む胎児性患者とその家族の方など、皆さんが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活の支援や相談体制の強化等の医療・福祉の充実や、慰霊の行事や環境学習等を通じて地域のきずなを修復する再生・融和（もやい直し）、環境に配慮したまちづくりを進めながら地域の活性化を図る地域振興にも取り組んでいます。

また、水俣病被害者救済特措法第37条において、政府は健康に係る調査研究を行うこと、及びこのための手法の開発を図ることが規定されています。これを踏まえ、環境省では、これまでメチル水銀による脳への影響を客観的に評価するための手法の開発に取り組んできたところ、一定の精度に達したことなどから2024年12月に外部有識者で構成する検討会を設置し、水俣病被害者救済特措法に基づくメチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方について議論を開始しました。

(ウ) 普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

ウ イタイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイタイ病は、1955年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、1968年5月、厚生省（当時）が、「イタイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。イタイタイ病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、2024年12月末時点の公害健康被害補償法の現存被認定者数は0人（認定された者の総数は201人）となりました。富山県は将来イタイタイ病に発展する可能性を否定できない者を要観察者として経過を観察することとしていますが、2024年12月末時点で要観察者は1人となっています。

エ 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、2024年12月末時点の公害健康被害補償法の現存被認定者数は、土呂久地区で38人（認定された者の総数214人）、笹ヶ谷地区で0人（認定された者の総数21人）となっています。

オ 石綿健康被害

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、[1] ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、[2] 予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、[3] 現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないままに亡くなる方がいることなどの特殊性に鑑み、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が2006年2月に成立・公布されました。救済給付に係る申請等については、2023年度末時点で2万5,602件を受け付け、うち1万9,181件が認定、4,231件が不認定、2,190件が取下げ又は審議中とされています。

また、2023年6月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じています。

(2) 被害等の予防

ア 環境保健施策基礎調査等

(ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため、大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査を1996年から継続して実施しています（2022年度の対象は全国34地域の3歳児、全国35地域の6歳児）。また、2024年11月には、2020年度の環境保健サーベイランス調査に関し、局地的な大気汚染濃度を考慮した解析結果を新たに公表しました。これまでの調査結果では、大気汚染物質濃度とぜん息の有症率が常に有意な正の関連性を示すような状況ではなく、大気汚染によると思われるぜん息有症率の増加を示す地域は見られませんでした。今後も調査を継続し、大気汚染とぜん息の関連性について、注意深く観察していきます。

そのほか、独立行政法人環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

(イ) 環境要因による健康影響に関する調査研究

[1] 花粉症対策には、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策の総合的な推進が不可欠なことから、2023年5月の花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」に基づき、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。

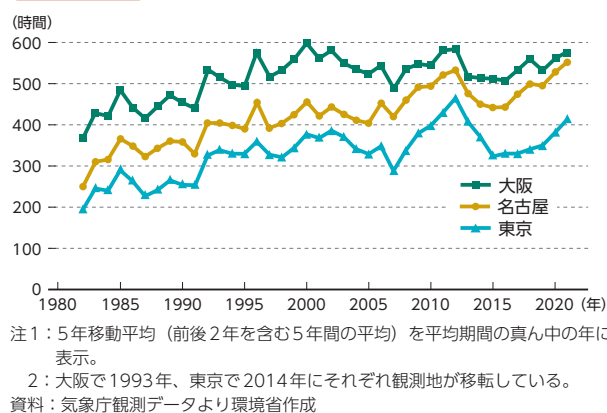
また、紫外線、黄砂、電磁界等についても、マニュアル等を用いて、その他の環境要因による健康影響について普及啓発に努めています。

[2] ヒートアイランド現象が大都市を中心に生じており、気温30℃を超える時間数が増加

しています（図6-8-1）。近年、猛暑による熱中症も増加傾向にあり、暑熱環境の改善について社会的な要請が高まっています。

このことから、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等の熱中症予防情報の提供を実施するとともに、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善、人の健康への影響等を軽減する適応策の推進を柱とするヒートアイランド対策の推進に取り組んでいます。

図6-8-1 都市の30℃以上時間数の推移



イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法を開発するに当たり、必要となる課題を推進することを目的とした研究及びその推進に当たり有用な基礎的知見を得ることを目的とした研究を行い、最新の知見の収集に取り組みました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査等を実施し、その究明に努めました。

ウ 石綿ばく露者の健康管理に関する調査等

石綿関連所見や疾患の読影体制整備及びばく露の程度に応じた石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討を行うため、協力の得られた自治体における既存検診を活用した石綿関連所見・疾患の読影精度管理や有所見者を対象とした追加的な画像検査を実施し、疾患の早期発見の可能性を検証するとともに、今後の石綿ばく露者の健康管理の在り方について取りまとめました。また、石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

第9節 公害紛争処理等及び環境犯罪対策

1 公害紛争処理等

(1) 公害紛争処理

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛

争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）、広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）等について、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

ア 公害等調整委員会に係属した事件

2024年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は28件で、これに前年から繰り越された49件を加えた計77件（責任裁定事件41件、原因裁定事件32件、調停事件2件、義務履行勧告事件2件）が2024年中に係属しました。その内訳は、表6-9-1のとおりです。このうち2024年中に終結した事件は40件で、残り37件が2025年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件」があります。この事件は、愛知県東海市の申請人らが、隣接する自動車部品塗装工場（被申請人）からの粉じん、悪臭等によって、財産被害及び健康被害を受けたとして、損害賠償を求めたものです。公害等調整委員会は、本件について、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、2024年2月、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

表6-9-1

2024年中に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件

事 件 名			件数
責任裁定事件	1	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1
	2	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	1
	3	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	1
	4	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	1
	5	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	1
	6	さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1
	7	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件	3
	8	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	1
	9	柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1
	10	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	1
	11	松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	1
	12	神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	13	荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	1
	14	品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	15	流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	1
	16	川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	1
	17	鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	18	町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件	1
	19	葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	20	横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1
	21	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	22	北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	1
	23	仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1
	24	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	1
	25	港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	26	足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	1
	27	江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	28	羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	1
	29	横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件	1
	30	東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1
	31	葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	1
	32	福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	33	さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件	2
	34	小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	1
	35	阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	36	熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	1
	37	愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	2
原因裁定事件	1	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等原因裁定申請事件	1
	2	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1
	3	名古屋市中区における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	1
	4	宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定申請事件	1
	5	足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件	1
	6	港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1
	7	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	1
	8	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	9	神奈川県栗山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	10	武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1
	11	日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件	1
	12	品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害原因裁定申請事件	1
	13	中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	1
	14	八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1
	15	座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	1
	16	一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	1
	17	尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	1
	18	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	1
	19	栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1
	20	横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1
	21	名古屋市中区における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	22	伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1
	23	鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	24	千葉市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1
	25	国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件	1
	26	国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件	1
	27	世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件	1
	28	大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	29	豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	30	岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1
	31	横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	32	高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	1
調停事件	1	横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件	1
	2	鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件	1
義務履行 勧告事件	1	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1
	2	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1

資料：公害等調整委員会

イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

2024年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は31件で、これに前年から繰り越された42件を加えた計73件（調停事件70件、義務履行勧告事件2件、あっせん事件1件）が2024年中に係属しました。このうち2024年中に終結した事件は35件で、残り38件が2025年に繰り越されました。

ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村、裁判所及び弁護士会に向けて制度周知のための広報を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、都道府県公害審査会等との相互の情報交換、連絡協議に努めました。

(2) 公害苦情処理

ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

イ 公害苦情の受付状況

2023年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は6万9,153件で、前年度に比べ2,437件減少しました（対前年度比3.4%減）。

このうち、典型7公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項において定義されている「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」）の苦情件数は4万8,969件で、前年度に比べ大気汚染が529件減少するなど、全体でも1,754件減少しました（対前年度比3.5%減）。

また、典型7公害以外の苦情件数は2万184件で、前年度に比べ廃棄物投棄が642件減少するなど、全体でも683件減少しました（対前年度比3.3%減）。

ウ 公害苦情の処理状況

2023年度の典型7公害の直接処理件数（苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じた件数）4万4,653件のうち、2万9,289件（65.6%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導等を行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議等を実施しました。

2 環境犯罪対策

(1) 環境事犯の取締り

環境事犯について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯、暴力団が関与する悪質な事犯等に重点を置いた取締りを推進しました。2024年中に検挙した環境事犯の検挙事件数は5,443事件（2023年中は5,832事件）で、過去5年間における環境事犯の法令別検挙事件数の推移は、表6-9-2のとおりです。

表 6-9-2 環境事犯の法令別検挙事件数の推移（2020年～2024年）

(単位：事件)

区分	年次	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
総数		6,649	6,627	6,111	5,832	5,443
廃棄物処理法		5,759	5,772	5,275	5,054	4,719
水質汚濁防止法		1	0	0	2	0
その他		889	855	836	776	724

注：その他は、種の保存法、鳥獣保護管理法、自然公園法等である。

資料：警察庁

(2) 廃棄物事犯の取締り

2024年中に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反で検挙された4,719事件（2023年中は5,054事件）の態様別検挙件数は、表6-9-3のとおりです。このうち不法投棄事犯が51.4%（2023年中は52.1%）、また、産業廃棄物事犯が13.5%（2023年中は12.9%）を占めています。

表 6-9-3 廃棄物処理法違反の態様別検挙事件数（2024年）

(単位：事件)

	不法投棄	委託違反 ^(注1)	無許可処分業 ^(注2)	その他	計
総数	2,426	6	6	2,281	4,719
産業廃棄物	214	6	2	416	638
一般廃棄物	2,212	0	4	1,865	4,081

注1：委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

注2：廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す。

資料：警察庁

(3) 水質汚濁事犯の取締り

2024年中の水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）違反に係る水質汚濁事犯の検挙事件はありませんでした（2023年中は2事件）。

(4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

2024年中における主な罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表6-9-4のとおりで、受理人員は、廃棄物処理法違反（6,000人）が最も多く、表全体の約90.3%を占めています。次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（267人）となっています。処理人員は、起訴が3,298人、不起訴が3,220人であり、起訴率は約50.6%です。起訴人員のうち公判請求は173人、略式命令請求は3,125人です。

表 6-9-4 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（2024年）

罪名	受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	6,000	3,099	2,767	5,866	52.8
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反	146	47	101	148	31.8
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反	267	85	193	278	30.6
動物の愛護及び管理に関する法律違反	212	62	143	205	30.2
水質汚濁防止法違反	17	5	16	21	23.8
合計	6,642	3,298	3,220	6,518	50.6

注1：2025年3月時点集計値。

注2：起訴率は、起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100による。

資料：法務省